

税務課長	米 田 匡 勝
収納促進課長	和 田 善 弘
市民生活部長	松 村 昇 道
市民生活部理事兼	
クリーンセンター所長	木 村 喜 哉
市民窓口課長	西 川 嘉 則
保険課長	東 錦 也
人権政策課長	布 施 憲 一
環境課長	庄 田 康 則
産業観光部長	池 原 博 文
農林課長	芝 浩 文
商工観光課長	吉 田 賢 二
都市整備部長	増 井 良 之
保健福祉部長	巽 重 人
〃 理事	中 井 浩 子
社会福祉課長	林 本 裕 明
長寿福祉課長兼	
いきいきセンター所長	森 井 敏 英
健康増進課長	岩 永 睦 治
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
教育部長	岸 本 俊 博
教育委員会理事兼	
学校教育課長	吉 川 正 人
教育総務課長	吉 井 忠
生涯学習課長	西 川 育 子
体育振興課長	白 澤 真 治
中央公民館長	油 谷 知 之
図書館長	柏 井 英 洋
新庄文化会館長兼	
當麻文化会館長	竹 内 和 代
学校給食センター所長	吉 村 和 則
上下水道部長	西 口 昌 治
下水道課長	井 邑 陽 一
水道課長	福 森 伸 好
会計管理者	門 口 昌 義

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 井 孝 明
書 記	吉 村 浩 尚
〃	高 松 和 弘
〃	吉 留 瞳

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 認第1号 平成29年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第3号 平成29年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第4号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第5号 平成29年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第7号 平成29年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第9号 平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第10号 平成29年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。昨日に引き続きということで、きょうで3日になりますけれども、昨日は本当にいいお天気でございましたけども、きょうは足元の悪い中、出席いただきましてどうもありがとうございます。ここ2、3日は何か雨天の日が続くようなことを言っておりますけども、土曜日は公立幼稚園の運動会ということなんですけれども、できるだけ天気が回復するようにと祈りながら、きょうは最終の決算特別委員会でございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

なお、委員外議員の方々がおられますので紹介いたします。川村議員、内野議員、谷原議員、吉村始議員、4名の議員の方が来ていらっしゃいますので、よろしくお願い申し上げます。

また、発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。また、委員各位におかれましては、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は、議事進行上できるだけ謹んでいただきますようお願いいたします。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、初めに、質問者が変わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、そして、簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。なお、答弁者については部長または担当課長でお願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。昨日に引き続き、7款消防費から歳出の最後、12款予備費までの質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 109ページ、消防費でございます。この分につきましては、広域消防あるいは非常備消防という形で、決算を見ますと5億3,681万5,398円となってるわけやけども、この中で基準財政需要額は幾らになるのか。大体毎年70%から80%ぐらい需要額に対して執行してるということになりますので、需要額を教えてくださいのと、広域消防、平成30年までが自賄いというふうになっておるわけですけども、5年間ということで聞いております。一応、平成31年からは広域一本化の予算になっていくのかなというようなことも教えてくださいと思います。

それと、110ページの消防施設費の負担金補助及び交付金の中で、地域防災組織育成助成事業補助金200万円と出てるわけですけども、この内容についてお尋ねしたいと思います。

下村委員長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、岡本委員のただいまの質問の1点目でございます。消防費に係ります交付税上の基準財政需要額が幾らかということでございます。算定がえの数字で申しますと、6億2,675万5,000円ということになってございます。それから、参考までに、市単独の一本算定

で需要額が出ておりますが、こちらが5億8,743万1,000円ということになってございます。

以上です。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま岡本委員のご質問の、地域防災組織育成助成金200万円の内訳でございますが、主なものとしましては、小型ポンプとして1台分の120万円と、車載用の車として19万6,000円、あと、携帯用無線機のデジタルトランシーバーの9台分として約37万8,000円、あと、ホース5本分として11万5,000円、そのあたりが主なものとしてございます。あとは給水管だったりロープ等、そういう消耗品を含めて、総合計212万2,200円となっております。購入された分のうちの200万円を助成額として交付させていただいております。

広域消防の一本化については、一応、平成31年度から広域一本化という予定で伺っております。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ答弁いただきました。単純に計算しますと、基準財政需要額、一本算定からいきますと、91%ぐらいになっておると。ちょっと上がっておるかなと思います。この一本算定とは、基準が違うかもわかりませんが、算定がえが6億2,000万円でいったら大体85%ぐらいになる。それで、平成31年度に一本化になっていくということやけども、一本化になるについて、広域消防でどのくらい、今は自賄いという形で5億500万円ほど負担しているわけやけど、今後、広域になったときにどのくらいの金額がなってくるのか。例えば、今の基準財政需要額で賄えるのか。あるいは、これをはみ出して負担をしていかならんのか。その辺のこともお聞きしたいというふうに思います。

それと、今お聞きしました地域防災組織育成事業の200万円の関係ですけれども、今まで可搬ポンプ、形式は何か知らんけども、その可搬ポンプに対して、そのホースとか、ほかの消耗品も今までそういう助成をしていたのか。今までは可搬ポンプ本体だけを補助対象にしておったのと違うんか。なぜ、忍海だけ満額の補助をされるのか。その辺をきちっと説明願いたい。可搬ポンプの形式、どの形式でなってるのかということも教えていただきたいというふうに思います。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 広域消防の負担金が今度どうなるのかという問いでございます。確かに年々じわじわと上がってはきております。その内訳を見ますと、平成26年に広域になった後に、通信指令システム等の整備をされております。これが起債額全体といたしまして15億6,700万円ほどの起債をされております。そういったものの元金償還が平成29年度から出てきております。加えて、平成27年に葛城消防でポンプ車を購入されているということで、こういった公債費が上がったことによって5億円を超えてるといような状況になってございます。

今後につきましては、それぞれ組合の運営委員会ですとか組合議会等に、市長並びに議会の方から選出されておられる議員もおられます。そういった中でそれぞれの市町の基準財政需要額を超えないような予算の査定等も行われるかと思っております。そういったことで極力、基

準財政需要額の範囲内という方針を担当としては持っているというところでございます。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 先ほどの忍海のポンプの助成に関してでございますが、こちらの方につきましては、一般財団法人の自治総合センターからの宝くじの社会貢献広報事業として助成を受けたもので補助させていただいております、こちらの対象事業費に関しましては、地域防災活動に必要なものとして建築物、消耗品を除くものを対象とした助成でございます、こちら、その上限額200万円としての事業の100%補助でございます、それを活用した中での忍海区に対しての補助という形で対応させていただいているものでございます。あわせて、ポンプの形式でございますが、購入された分はB-3級の4ストローク型ということでございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 これ、3回目ということで答弁いただけないと思います。今、部長からいろいろと詳細を説明いただきました。今後、市長も広域の方に出られるということですが、一本化になった段階でかなり費用も出てくるのではないかなというふうに思いますので、その辺、極力抑える形でお願いできたらなというのと、ここで議論してどうか、ええかわかりませんが、今、広域になって丸4年たっておる。しかし、現場で消火活動等をやった中で、消防団の扱い、結局、消防団として現場の指揮が、指揮隊長から消防団長に対して出ると。その消防団長が現場におらない場合は副団長になるかもわかりませんが、忍海の火災を見ますと、火の出たところは仕方ないと言ったら怒られるかわからんけども、しかし、周囲の防火体制、これがほとんどになってないと思います。消防団の方にも聞きました。消防団の方に、こちらの方へ延焼しないように放水してほしいという話はしてますけども、指令系統が独自行動になっておる。平成26年当時から私、お願いをして、ここ2回ほど広域の方から来ていただきました。まずは、はしご車の問題を私言いました。1人亡くなっております。それから、疋田、3人亡くなっております。広域消防になって、なぜ、このぐらい死亡者が出てくるのか。やはり指揮命令系統が下まで伝わってないのかなというふうに思っています。一つ、市長、広域の方へ行かれたら、消防団というのは市町村にとっては大事な1つの団体ですので、消防団とともに消火活動できるような体制をとってもらわないと、消防団は現場まで行きますけども、どういうふうに活動するのか。命令なしで動くわけにもいかん。これが消防の実態やというふうに思いますので、その辺も一つ、市長の方、よろしく願いしたいと思います。

それから、補助金が200万円来るから全額交付すると答弁されました。過去の統計をとって見ていただいたら、今、課長が答弁したような待遇はしてません。今言うたB-3、かなり大きなポンプになって、車まで出してませんよ。本当のポンプ、吸管、ホース3本ぐらい。その辺をきちっとやって、宝くじでもらう、それはわかるわけやけど、例えば、これを120万円ぐらいの可搬ポンプにして80万円余ったら、ほかの大字にでもそういうものを回すとか、いろんな形を考えてもらいたい。200万円もうたら全部使うねん。それでは先にいただいた

大字とか、これからお願いする大字に対して不公平が出てくるということだけを指摘しておきます。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 おはようございます。

私は、110ページの7款消防費、4目災害対策費のうちの13節の既存木造住宅耐震診断事業委託料と、そして、次に、19節の既存木造住宅耐震改修工事補助金の内訳、そして、県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金、これ、今回277万円ということなんですけども、毎年この程度の予算を執行されてると思うんですけども、この3つの内訳をお聞かせください。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

松林委員お聞きの質問に対しまして、まず1点目の、13節委託料の木造住宅の耐震診断につきましましては、3件の耐震診断に対して1件当たり5万円の15万円を助成させてもらった分と、19節の木造住宅耐震改修工事につきましましては、こちら、1件に対する耐震工事に対する助成でございます。

それと、ヘリコプターにつきましましては、こちらは、県内の各市町により、全体の負担金として負担総額6,748万円の中で、市分として77%の約5,200万円の部分を4割分の均等割額と5割分の人口割分、1割分の基準財政収入額割分を踏まえた中の計算で、本市の分としましては、均等割額分として172万8,330円、人口割分として87万7,515円、基準財政割分として16万471円、その3合計で276万6,316円を負担させていただいているものでございます。よろしく申し上げます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 既存木造住宅耐震改修工事の分については、1件当たり幾らかというお答えはいただきましたか。既存住宅の改修工事については幾らの補助が出るのか。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 耐震改修工事につきましましては、上限30万円の1件でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 1件30万円ということで、了解いたしました。地震があった場合は、まず自分の命を守るということで、本当に自分の住んでいる家が地震に対してどのぐらい耐え得るのかという、このことを知ることがまず大事なことではなかろうかなと。こちら辺の内訳を聞いたかったのと、そして、ヘリコプターの件につきましまして、毎年こういう負担金が出ておまして、市民にとりましてどういうメリットがあるのかなと、こういうところが疑問になりまして、このことについて、もしわかればお聞かせください。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

ヘリコプターを運用しておりますのが県の組織でございますので、私の方から答弁させて

いただきます。今はドクターヘリの運行が始まりましたので、救急搬送は随分、多分、件数は減ってるかと思いますが、従来は、まずはドクターヘリがございましたので、非常に緊急を要する重症患者の救急搬送がまずございます。それから、これ、県には消防防災ヘリコプターと、それから警察のヘリコプターもございますが、警察の方は捜査、追跡に使われますので、その他、これは幸いにして、大規模災害はなかなか起きておりませんが、例えば、林野火災等が起きたときに、その現場にいち早く急行して、ヘリテレという装備を搭載することもできますので、それで現地の状況をいち早く対策本部に伝送することによって必要な対策を講じる等です。ですので、現地のまずは確認作業、偵察といいますか、現地確認作業、あるいは素早く対応の要員を現地に運ぶ、あるいは救急搬送が必要な方を救急搬送する。あと、山岳の救助等です。山で遭難されたときにホイスト、空中停止をしながらつり上げて救出して搬送する等に使われます。防災ヘリコプターの用途としては以上でございます。葛城市にとっても、幸いにして余り今のところはお世話になっていないかもしれませんが、県全体としては必要なものでございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 本当にドクターヘリを含めて、山岳救助等、我々市民にとりまして非常に大事な部分であるということがよくわかりました。本当にありがとうございます。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、110ページ、災害対策費の関係ですけれども、この中で以前、防災用機材の整備という形で、平成26年でしたか、各大字に発電機を配布された。それから、平成28年ですか、限度10万円として助成するというふうなことでされてると思うんですが、今、平成29年、あるいは平成30年の予算に向けて、そういうことも今続いているのかということをお聞きしたい。

それから、災害応援協定を結ばれております。今現在、葛城市で災害応援協定を結ばれている団体どのくらいあるのか教えていただきたい。例えば、先日の台風21号で被災しました。また、去年の台風20号でも、それぞれ大小災害があった。そのときに災害応援協定を結んでいただいている団体が、どういうふうな活動をしていただいたのかということも含めて教えていただきたいというふうに思います。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

まず、今、岡本委員のお尋ねの、平成26年の発電機の交付と、平成28年度、上限10万円の助成は、それぞれ単年度事業でございまして、平成29年、平成30年度の予算等でも、今のところ事業の計画のところには予定はしておりません。

それと、その次の、災害応援協定の団体数、今、手持ち資料ございませんので、また後ほどご報告させていただきたいと思っております。

特に昨年10月の台風21号に対して、応援協定に基づく関係団体等へのご協力は、もちろんいただいておりますけど、応援依頼はしておりませんでした。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 防災器具の関係で、助成事業は平成29年からもうないということですか。廃止やったら廃止で仕方ないけども、本当に廃止してええのかどうかということを考えていかないといかんのではないか。自主防災組織というものをつくって、自分たちの身は自分たちで守るんだ。口先だけで自分たちで守るといふことやなしに、自分たちで守っていこうとしたら、そういう機材も地元で購入していく。それに対して、金額は大小別として、いささかの助成もしていくと、こういうことやないと、市民の皆さんに防災関係、意識高めてくださいよ、災害のときはこうしてくださいと言ってるわけやけど、なかなか徹底されてないように思う。

それと、災害応援協定、例えば、台風21号、倒木もあったやろうと思うし、こんなときに災害対策本部として、関係する協定を結んでるのであれば、そこへいち早く応援をお願いして対応してもらおう。こういう体制ではないんですか。

例えば、建設業協会、災害応援協定を結んでるといふことは、協会自身も、恩恵を与えてると言うたら怒られるかわからんけども、総合評価方式でも1点という大きな点数が加算されてる。私はほかのことはわからんけども、そういうふうなことであれば、木が倒れたとなれば、建設業協会に、その会長さんというか組合長さんをお願いをして、即来てもらおう。協会としてはそういう体制をとってるはずですよ。来てもうてないということ自身が、私は対応がおかしいのと違うか。なぜ、災害応援協定を結びながら、災害のときに即応援してもらえないのか。一般市民より専門家ですよ。そんな人に来てもうたら、市民が1時間かかるところを、業者だったら30分もかかりません。そのための災害応援協定ではないのか。あるいは、飲料水もそうです。メーカーの名前は出しませんが、各大字に自動販売機を置いた。災害のときは全部使ってくださいよ、こういう趣旨で置いてもらっている。そういうことを担当課はきちっと把握していただいて、市民の皆さんにもPRをしていただく。そういうことをしないと、災害に強いまちづくり、これを市長は掲げておられます。こんな足元からそんな答弁をされたら、災害に強いまちづくりをどないしてやっていく。整備も必要や。せやけど、整備だけやない。そういうことに対して応援してもらおうということですよ。その辺、担当課としてどういうふうにご検討されているのかお聞かせいただきたいと思っております。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

岡本委員からの大変重要なご意見を賜ったと重く受けとめております。まず、担当課長が十分に当時の状況を踏まえてご答弁を申し上げられなかったということをおわび申し上げます。市民の皆様にご不安を与えてはいけませんので、きちっとここでご説明を申し上げたいと思っておりますが、さきの台風のときに、その当日から建設業協会、現場統合の対応等で動いていただいております。これは、逆に言いますと、土木、農林、特に現場を抱えております担当課とは常に連携をしておりますので、そういった意味では、この協定の発動でもって対応したかどうかということについての認識が薄かったのが、先ほどのような答弁になったように思っております。そこはきちっと必要な連携はさせていただいておりますので、その点

はご認識とご安心をいただきたいと存じます。その上で、例えば、大規模災害になって避難所を設置する、あるいは避難生活が長引くことになったときに、例えば、段ボールベッドでありますとか、水でありますとか、いろんな形の対応というのは、これは、市自体もダメージを受けて、あるいは市職員も負傷等によって十分な数が参集をして対応できないかもしれないときに、これは、いろんなどころからお助けをしていただきながらでないに対応できません。そういった意味では、私も常々、災害対策本部の運営をするときに、どんなときにどんな種類のことで困ったらどこにお願いすればいいのか、どういう形で助けていただくか、これを受援と申しますが、受援をしっかりと意識をしてやろうと、そのために日ごろから十分な協定を結ぶ必要があるよと。あるいは、どの協定を使えるんだということは、それこそ岡本委員からお問いがあれば、すぐにお答えができるようにしておかないといけないよということを申しておるわけですが、まだまだ十分にそこまで対応の練度といいますか、対応力が不十分な部分については、今後とも引き続き平素の訓練と、それから、実践においても最善を尽くしながら、災害対応力を高めてまいりたいと存じております。

以上でございます。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

助成金につきましては、先ほど言いました平成26年の発電機であったり、平成28年の10万円の限度額の助成については単年度事業で終わっておりますが、今現在はまちづくり事業一括交付金の方で対応という形で、それ以外に、消防用品、ホース等の購入については、補助は一部させていただいております。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員、いい意見は言っておられると思うんですけども、あんまり1歩も2歩も踏み込むと時間が幾らでもかかるので、決算特別委員会ということを入りながら質疑をしていただきたいと思えます。

岡本委員。

岡本委員 委員長からご指摘を受けました。しかし、課長を責めるんじゃないけども、質問してる内容をしっかり捉えてもらわんと、先ほど答弁をされましたが、まちづくり交付金で対応してますとか、そんな非常備消防の負担金を出してるとか、そんなことを聞いているのと違うわけです。委員長から指摘を受けましたが、的確な答弁をしてもらわなかったら言わざるを得んと私は思います。せやから、今、平成29年度、平成30年度、予算化してないのであれば、そういう助成もせなあかんという気持ちになってくれるのやったら、平成31年度で復活させてもらいたいということを要望します。

それと、松山副市長の方から丁寧に説明していただいた。副市長おっしゃるとおりやと思います。災害のときに副市長がおっしゃるような迅速な対応ができるように、一つよろしくお願ひしたいというふうに思います。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 110ページでございます。先ほどの防災ヘリの関連でございます。19節負担金補助及び交付金。277万円、これ、県の運用に係る費用の総額が6,478万円、こういうご説明でございました。均等割であったり人口割であったりということで、葛城市が277万円、毎年払っておられるということでございます。私、この277万円というのは非常に大きな金額やなと思っています。県全体の共有財産として地域が負担せなあかんということは理解をさせていただいております。その上で、先ほどの配分比率について妥当やとお思いなのか。私、率直な思いからすると、もう少し違った観点で配分に応じていただくべきかなと。なぜかと申しますと、県全体では非常に年間の出場件数が、多分たくさん出る機会が多いかと思うんです。しかし、私が見る限り、葛城市では防災訓練で1度、屋敷山公園で飛ぶのを見たことがございますけれども、それ以外、葛城市で出場していただいた、そういう記憶が余りございません。そういうふうなことも含めて、理事者側で、いや、この負担額は妥当やと、県との協議の上やということであればいたし方ございませんけれども、私はもう少し検討していただくべきではないかなと、そういう要望を出していただくべきではないかなと、こういうふうに思いますので、ご意見を頂戴いたしたいと思います。

それから、13節委託料の地域防災計画の見直し業務委託料でございます。これは、いろいろと時代に合った防災計画を随時見直されておられるということかと思うんです。葛城市の防災計画を見ましても、日々、危険なゾーンが増加しておるのかなと。そういう意味も含めて、計画の見直しをされると思うんです。これは漸次的なものでもあるんですけれども、変更内容について、こういうふうな傾向やと、その概略でも結構ですので、見直しをされる傾向として、どのような状況かお聞かせを願いたいと思います。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。ただいま増田委員のご質問に対してご答弁させていただきます。

まず、1点目の、防災ヘリの負担金についてでございますが、こちらにつきましては、奈良県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会の方でいろいろご協議の上、配分を決めていただいた負担金ということで、こちらについては十分協議なされたご意見を伺った中での決定ということで、妥当だと考えております。

出動件数につきましては、先ほど副市長が申しましたように、以前、ドクターヘリができる前から、防災ヘリ運用の際、救急搬送等にも使っていた中での出場件数というのは認識はしておりませんが、私、前任の体育館におるときには、今、ヘリポートとなっております第一健民の方には、緊急ヘリが着陸する予定ということは数回ありました。現実には着陸に至らなかったとは認識しております。今年度に入りまして、ドクターヘリの出場件数としまして、新庄第一健民で3件、農村広場に1件ということで、事例として4件、出場件数としてはございます。

次の、地域防災計画見直し委託料について、今回、平成18年策定後、大きな見直しとしては初めての見直し作業となりましたが、今回の見直しにつきましては、災害対策基本法の改正に伴うものであったり、昨今の東日本大震災等、豪雨災害等、大きな大災害が続く中での

そういったことに対応すべき部分の見直しを大きくさせていただいた部分でございます。今後につきましても、適時、法改正なり、内容について逐一、現実にあった中での対応の変更はさせていただきたいという思いであります。

以上でございます。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。

ただいま生活安全課長の答弁に補足をさせていただきたいと思います。まず、地域防災計画についてでございます。こちらは、先ほど申したように、災害対策基本法の改正が主な内容ということでございますけども、それに加えて、避難所での運営マニュアルというものも策定をいたしておるところでございます。それから、今後の地域防災計画の見直しの予定、もしくは傾向ということでございます。それぞれ避難所につきまして、災害の種類ごとに避難所として活用できるかどうかという部分を記載はしておるわけでございますけども、その中でも、もう少し災害の種類を細かく分類した上で、それぞれの施設が対応可能かどうかというところの調査、検討も進めていきたいというふうに思っております。

それから、あと、ため池の決壊等の危険があるというようなデータも出ておりますので、そういったデータも含めた見直しを、今後はしていきたいというふうに考えておるところでございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 ヘリにつきましては、先ほど例として、ドクターヘリの出場件数4件というふうにお伺いしたんですけど、以前にお聞きしたときには、私、違う観点でドクターヘリに関して質問した記憶がございます。何を聞いたかということ、奈良医大まで、どういうルートで行くことが一番患者にとって素早い対応かということで、ドクターカーの運用をもっとしっかりやってくれと。なぜかということ、救急車が来ましたと。病院があいてないので間口で30分待っていると。これが非常に市民にとってはいら立ちというんですか、早く搬送してほしい。こういう苦情といいますか、救急車の迅速な対応、病院の受け入れの対応の、そういう問題もあって、ドクターカーで迅速な対応をする方が、ドクターヘリで搬送するより、降りる場所も玄関先までお医者さんが来てくれるので、その方がいいんじゃないかなというふうなことをお願いした覚えがございます。私が今聞いたのは、防災ヘリなんです。それと、公平、平等性の配分の部分。先ほど課長は、その配分については、270万円は妥当だと答弁された。課長の答弁はそれで結構かはわかりません。また、副市長は副市長の思いがあるかと思っておりますので、もし、副市長もそうであるなら、別に私は答弁を求めませんけれども、私から見て、もう少し見直ししていただく、ずっと続く金額やということで先ほど説明あったので、慎重な配分、公平な配分ということを求める必要があるのかなと。ただ、協議会の権限で決められてるのか、葛城市も協議会の一員として、納得して賛同したということであればいたし方ないかなと思っておりますけれども、その辺のところ、再度お尋ねをします。

それから、防災計画につきましては、先ほど部長の方からも再度ご説明いただきましたように、私も避難所としてふさわしい避難所かどうかという検討も、非常に心配をしていると

ころでございますので、その辺の、避難所としてふさわしい避難所の選定及び強化対策を図っていただきたいということをお願いしておきます。先日の台風で屋根が飛んだ体育館も避難所であるというふうなこともございますので、最低、広域避難所につきましては、しっかりとした装備なり点検なりをよろしく願いしておきたいというふうに思います。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

負担金の話でございますが、まずは課長の方から過去の経緯があって、そのときにはそのときの判断として、しっかりご相談をされて決められたものであると。これはこれで、そのプロセスというのは大事にしなければいけないと存じますので、その説明も正しいかなと思っておりますが、一方では、申し上げましたように、これは、どちらかといいますと、来るべき大規模災害がもし起こったら、そのときにどういった対応をするか。まず一番大事なのは、現地の状況がわかりませんから、それをしっかりと把握するといったために、その運用をなさるべきものであると考えています。したがって、葛城市が実際に各年度にどれだけ直接的にお世話になったかというものでその配分を決めるのではなくて、今現在の配分方式がそれぞれの自治体の財政力、規模、その他に応じて決めているということでありまして、今の段階では妥当かなとは思っておりますが、予算につきましては常に検証が必要でございますので、そういった意味では、委員からのご指摘も受けとめまして、引き続き検証、研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 先ほども申し上げました、これ、ずっと続く負担金でございますので、ただ、今、副市長おっしゃられたように財政的な部分も配慮してということでございますけれども、その比率は非常に少ない。先ほど聞くと、270万円のうち170万円が均等割やということでございます。ただ、この均等割、よくよく考えると、小さな市町村でも、これ、均等なんですか。どうなんですか。

松山副市長 全体の77%を12市で持って、その中の4割が均等割であります。

増田委員 なるほど。わかりました。都度、高額な負担金でございますので、是正していただければ是正していただいて、要望があればしっかりと協議会の方でご検討願う必要があるのかなと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

下村委員長 かなり皆さんも、昨日から言ってますように、時間的に進行がおくれておりますので、なるべく簡単明瞭な質問、また、答弁も、何度も言っておりますけれども、よろしく願い申し上げます。

奥本委員。

奥本委員 私の方から、8款教育費について質問させていただきます。112ページ、2目事務局費の13節委託料の中のイベント開催委託料の内訳について教えていただきたいのと、続きまして、116ページと118ページ、まず116ページからいきますと、2目教育振興費の20節扶助費、要

保護・準要保護児童援助費、これは小学校ですね。同じく118ページであれば、2目教育振興費の20節扶助費、要保護・準要保護生徒援助費、これは中学校の分です。これを成果報告で見ますと、まず、小学校におきましては、就学援助制度の要保護は、昨年度に比べましてプラスマイナスゼロ、準要保護がマイナス3人で、トータルでマイナス3人なんですが、金額でいくと119万円ふえてるとなります。同じく中学校で申しますと、昨年比、要保護が2人減、準要保護が7人減のトータル9人減になってるんですが、金額でいうと200万円強ふえてるといふ形になり、これは、もしかすると制度改革か何かあったのかわかりませんが、その辺の事情をお聞かせいただきたいと思っております。お願いします。

下村委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、イベント委託料の件でございます。これにつきましては、各小学校及び幼稚園におきまして、文化鑑賞会とかを実施しているものでございまして、各それぞれの小学校、幼稚園の状況を申し上げますと、新庄小学校では、たんぼぼの家ということでわたぼうしコンサートを実施しております。それから、忍海小学校は「ロボットかします」というような演劇鑑賞を行っております。それから、新庄北小学校におきましては、舞踊の鑑賞ということで韓国伝統舞踊の「ポドルフェ」というのを実施しております。それから、磐城小学校でございますが、これは、音楽鑑賞ということでジャズの音楽鑑賞をされております。それから、當麻小学校におきましては、これも音楽鑑賞でございますが、ピアノの魔術師というような音楽鑑賞、それから、幼稚園は5園全体でのものございまして、人形劇の鑑賞を行っている。それぞれ行っております。

それから、要保護・準要保護に関してでございますけれども、まず、小学校でございますけれども、平成29年度の状況を申しますと、新庄小学校で要保護が1人、準要保護が76人、それから、忍海小学校で要保護が3人、準要保護が33人、それから、新庄北小学校が要保護はなしで準要保護が24人、それから、磐城小学校で要保護が3人、準要保護が66人、それから、當麻小学校で要保護が1人、準要保護が21人という状況でございます。

中学校におきましては、新庄中学校が要保護が2人、準要保護が74人、白鳳中学校は要保護が4人、準要保護が61人、それから、県立の青翔中学が準要保護が2人、それから、奈良女子大附属中学が準要保護が1人という状況でございます。金額の増減の部分でございますけれども、単価自体は余り変わっておりません、単価が大きく変わっておりますのは、新入学児童援助費が増額となっておりますところでございます。この増減の内容、今言いましたように単価の増ということでございまして、それ以外の大きな増減はございません。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 イベントに関しては承知いたしました。就学援助費に関しても単価の変更はなしということで、単純に新入学者の方がふえてるといふことで了解いたしました。あと、要保護・準要保護の区分というんですか、線引きというんですか、そのあたりが不勉強で申しわけないんですが、教えていただければと思っております。

下村委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 まず、要保護でございますけども、要保護につきましては、生活保護世帯の子どもが要保護ということになっております。それから、準要保護でございますが、準要保護はそれに準ずるということで、具体的に申し上げますと、生活保護世帯以外の子どもで、生活保護の停止または廃止になったことによって所得水準が要保護に準ずるというふうに認められるもの、それから、市町村民税、所得割、均等割とも非課税の世帯、それから、国民年金法に基づく国民年金保険料の免除を受けている世帯、それから、児童扶養手当法に基づき児童扶養手当を受けている世帯、これらが準要保護の認定基準ということで対象になるものでございます。

以上でございます。

下村委員長 できれば歳入の方に入っていきたいんですけども、ほかに質疑ございますか。

松林委員。

松林委員 私の方は、8款教育費の113ページで、2目事務局費、19節のこぼの教室負担金、これ、8,400円となっておりますけど、これの内訳、内容をお聞かせください。

下村委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。

ただいまのこぼの教室の負担金の件でございますが、香芝市におけます学校で、通級教室ということで実施されております吃音教室の方に葛城市の子どもが行っておる、それに対する負担金ということで香芝市の方にお支払いさせていただいている分でございます。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 これは、昨年度は1万6,000円ということで計上されてますけど、平成29年度は8,400円ということで、これは人数によって単価もかわってくるわけでしょうか。

下村委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 負担金につきましては、香芝市の方で基準を設けておられまして、これは、均等割と人数割ということで、こぼの教室に係る経費のうち、それぞれの子どもについて負担割合を定められておりますので、均等割については特になしということで、人数割ということでこぼの教室に係る経費のうち、その学級に通っている人数で除したものをそれぞれのところで負担していただくということで定められておられまして、それに基づいて請求された金額をお支払いしてるという状況でございます。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 香芝市の方の学校に通って、吃音等、そういう改善を図る通級教育ということでしょうけども、利用する人にとりましては、葛城市から香芝市の学校まで通ってそういう教育を受けるというのは、かなり距離的にもそうですし、そして、また時間的にもいろいろと負担のかかることではなかろうかなと思いますので、できましたら葛城市独自においてこういう通級教育ができるようにご配慮を願いたいと思います。

以上でございます。

下村委員長 要望ということでよろしいですか。

松林委員 はい、要望です。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 まず、121ページ、社会教育総務費の19節負担金補助及び交付金の成人式実行委員会助成金についてなんですけれども、これは毎年100万円予算を組まれてて、成果報告書の方にもきちんと報告していただいているんですけれども、この内訳をまず教えていただけますでしょうか。

それから、続きまして、124ページ、4目公民館費、19節負担金補助及び交付金の地域活動事業補助金、これ、259万9,700円決算として上がってるんですけれども、予算が274万4,000円ということで、これも実績の方を教えてください。

続いて、もう一つ、その下に花づくりモデル地区補助金50万円というのがございます。これは、当初予算では45万円の計上がされてたと思うんですけれども、この増額理由と、今、何カ大字がこの補助を受けられてるのかというところを教えてくださいませんか。よろしくをお願いします。

下村委員長 西川課長。

西川生涯学習課長 生涯学習課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、成人式の方の内訳でございます。こちらは、新成人によります成人式にするために、中学校卒業時に希望者を募りまして、当該成人に当たる5月ごろに文書を発送いたしまして、成人式実行委員になっていただけるか確認いたしまして、企画運営について協議をしていただいております。この97万6,141円の内訳ですが、主なものとして、記念品、成人の方に渡す分なんですけれども、平成29年度はボールペンを370本配布させていただいております。

次に、地域活動事業補助金の件ですが、こちらは、地域分館の12分館の活動事業補助金が主なものでございまして、12分館といいますのは、指定管理者制度の適用を受けない地域分館活動事業として補助金を交付しております。こちらは、葛城市生涯学習補助金交付要綱に記載しております12分館でございます。

花モデルにつきましては、平成29年度は10地区で、新庄、東室、平岡、南藤井、柿本、梅室、弁之庄、薑、疋田、山田の10地区に、家庭に花の種や苗及びプランター等を配布してもらって、各家庭で花いっぱい運動を行う目的で行っております。地域内で花壇を設け、年間計画を立て、花づくりを推進しております。この事業につきましては、指定を受けた年度から3年間継続して実施していただいております。決算額は1地区5万円で、10地区で50万円でした。予算は、申しわけないんですが、1地区が漏れておりまして、45万円になっております。失礼いたしました。

下村委員長 梨本委員。

梨本委員 まず、成人式に関してなんですけれども、実行委員会が立ち上がって自主的に一生懸命やってくださってるんだなということも伝わっておりますし、本当に一生に一回の記念ですの

で、そうやって盛り上げていただきたいなというふうに思っておるわけなんですけれども、参加率を見ますと平成28年度から若干下がってると。それが原因かどうかわからないんですけれども、最近では新庄、白鳳中学校以外にもいろんな市外の私立中学校に通われてるお子さんなんかも多いと思うんです。そういった子どもたちが、新庄の成人式に集った際に寂しい思いをしないように、ぜひ、そういったところのご配慮もしていただいて、成人式、一生に一回の記念が盛り上がるような形でまたサポートしていただけたらなというところをお願いしたいんです。あと、非常にいろんな声を聞く中で、この先、成人年齢が引き下げられるというところで、自分たちの年の成人式はどうなるんだろうというような声も聞いておりますので、それは、今回は決算ですので、そういったところの考え方も、これも国、県とも協議しながらの話になるのかなと思うんですけれども、早めに子どもたちの安心できるような体制を発表できるように、また努めていただきたいなということで、要望をお願いしておきます。

あと、もう1個、地域活動事業補助金については承知いたしました。花づくりに関しましても5万円掛ける10カ大字ということで、1カ所漏れてたということですので、これも非常にいい活動だと思いますので、継続して、地域に広がっていきますように、また促進の方をお願いしたいと思います。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 128ページでございます。図書館費についてでございますけれども、14節使用料及び賃借料の図書検索ソフト使用料78万6,240円です。あわせて、その下にもあります図書館システムクラウド使用料のことについて内容の説明をお願い申し上げます。

それから、18節備品購入費、図書購入費878万2,413円、これについては成果表で詳しく資料をつけていただいているので、そこで私の感じるところをまずお話をさせていただきます。まず、新庄図書館です。貸出冊数が、一般書4万2,000冊、それから、児童書4万7,000冊と、一般書よりも児童書の方が貸出冊数は多いという結果でございます。一方、新庄図書館の蔵書冊数、何冊あるのかというのを見ますと、10万冊が一般書に対して、児童書が4万8,000冊という内訳になっております。購入は、私、この中身、どういう振り分けになっているかわかりませんが、當麻を見ましても、貸出冊数が一般3万9,000冊、児童書4万8,000冊ということで、こちらも児童書の貸出冊数の方が多いう結果になっております。それに対して當麻図書館の蔵書冊数が、一般5万9,000冊に対して児童書4万冊ということで、借りておられる件数よりも持っておられる件数との割合がバランス的にどうなのかなと。購入される際にその辺のところも十分配慮して、貸出冊数に応じた購入をされてるのかどうか、その辺のところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

下村委員長 柏井館長。

柏井図書館長 図書館の柏井でございます。増田委員の質問についてお答えをいたします。

まず、システム使用料の方、78万6,240円でございますが、これについては、検索システ

ムということで図書検索のシステム使用料、そういったことでございます。

増田委員 誰のための何の検索システムかだけつけ加えてください。

柏井図書館長 図書システムの方につきましては、平成24年度に長期継続契約で利用させていただいております。そこから平成29年6月30日までの5年間の継続契約をしていただきました。その中で検索ソフト、それとシステム機器ということで、機器につきましては賃借料ですので、平成29年度につきましては3カ月の費用ということでございます。それから、検索ソフト使用料につきましては、その後、機器については賃借期間は終わっておりますので、その分、3カ月でございますが、ソフト使用料につきましては延長させていただいておりますので、その分につきましては2年間ということで、平成29年7月から平成31年6月まで延長しておりますので、その間の2年間ということでございます。ということで、図書館のシステム使用料ということでございます。

それから、検索ソフトにつきましては、OPACといたしまして、来館者の方が使っていただくソフトが1つございます。それと、図書館員の方で検索、それから、システムの方を作成するソフトもございますので、そちらの方の使用料ということでございます。

それから、児童図書の方が蔵書に対して非常に多く借りていただいておりますが、特に絵本、それから紙芝居等の本がございます。そういったものにつきましては、一度に5冊なり借りていただくのと、あと、文章的な量的には、絵本等でございますので、読む量が、スピードが速いということもございます。一般の方が借りていただくのは、非常に1冊の分量がボリュームございますので、1冊借りて読む時間が非常に短いということでもございます。借りていただくのも、児童書の方は回転が速く、割とたくさんの方に来館していただいて、絵本等の活用が非常に多いということでございます。せやから、1冊に当たる借りていただく分量が、児童書の方が回転数がよい状態になっております。また、利用が非常に多いということで、子どもさんに対する親御さんの方、来ていただいて借りていただくとか、非常に利用をいただいている状況にあるというふうに考えております。

以上です。

下村委員長 増田委員。

増田委員 システムについては、私が聞きたかったのは、市民の方が使えるソフトかどうかということを知りたくて、最後に、来館者の方も利用できるというご説明でございましたので、理解をさせていただきました。ただ、このソフトを、できるかどうかはわかりませんが、ホームページのところ葛城市図書館というところをクリックすると蔵書のラインナップが検索されるような、市のホームページとリンクするような検索ソフトであれば、葛城市の図書館に行ってあの本を借りようということで、事前に調べて借りに行けると、そういうシステムであればありがたいなと思うんですけども、そうであるかどうかお聞かせを願いたい。再度お願いします。

それから、購入の本については、私、児童書については回転が速いということも理解させていただきました。ただ、これがニーズにちゃんと合うてるのか。もっといろんな本が読みたいというふうなニーズがあるのかどうか。それに合ってればこれでええとは思っております。

れども、借りられる件数を見ておりますと児童書が多いので、児童書の購入割合に配慮した購入をしていただきたいなど、こういう思いで質問させていただいたんですけれども。

下村委員長 柏井館長。

柏井図書館長 ただいまの質問の、ホームページから図書の方の検索についてでございますが、現在、ホームページの方からクリックしていきますと図書の検索が可能な形になっておりますので、またその辺の広報について十分対応していきたいというふうに考えております。

それから、図書の購入につきましては、葛城市の場合、児童書、特に絵本とかそういったものに力を入れて選書している状況であります。今後も需要の状況を見きわめて、そういったものを重点的に選書していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 私の勉強不足で、ホームページのところにはちゃんとそういう検索の利用できるシステムが連動されてるということでございましたら、今、柏井館長おっしゃられたように、そういうものもあるので、利用促進を図っていただくような周知もお願いしたいと思います。

それから、購入の際はこういうふうなことも十分配慮した中で、何が不足してるねんというような分析もしっかりしていただいて、需要に見合った購入というふうなところを心がけていただきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 124ページ、公民館費の負担金補助及び交付金で、公民館分館の施設整備事業補助金、地元にとっては非常にありがたい補助金ですけども、補助対象の品目についても備品が多いかと思えます。そこで、1つお尋ねしたいんですけども、例えば、私どもの村もクーラーをつけさせてもらいました。そのときに単体で置くクーラーもあれば、電気工事を伴うクーラーもあると思うんです。そのときに、変なこと聞くけど、例えば、電気屋さんでお願いします。ところが、電気工事士の資格のない電気屋さんがおるとしたら、そんな場合は、調査もしないで2分の1を補助されるのか、いや、それはきちっと調査をして、その商店が電気工事士の資格がなかったらあきませんよというところまで判断をされるのか。そういうことを1つお聞きしたいというふうに思います。

それと、先ほど梨本委員の花づくりの地区の補助金を質問されたと思うんです。この予算は、以前からずっと45万円あったと思うんです。今、課長の方で10カ大字という話をされたわけやけども、これ、名前出したら悪いけど、屋敷町の5万円はそこに入っているかということをお聞きしたいというふうに思います。

それと126ページ、文化会館費、ここに実績で新庄文化会館、當麻文化会館を分けて出してもうてるわけですけども、文化会館の自主事業の考え方というのか、多額の設備費、いろんな金をかけてるわけで、これはやっぱり住民にサービスを提供する意味で、例えば、遠いところまで演芸を見に行かなくても身近な場所で見ることができる。そういうようなことから文化会館を建てられたというふうに思います。

それと、金儲けせえとは言わんけども、自主事業の中身によって、費用をかけながら入場料が少ない。文化会館の担当になったら、これが非常に頭が痛い。使った費用に対しておむね2分の1は市から助成しますよという形になってるけども、人集めに非常に苦勞されるといふうに思うんです。それで、今、教育委員会として自主事業をどういふうに考えておられるのか。多分、こんなしんどい仕事はかなんと、お金ばかり要って収入が少ないのはしんどいと率直に感じておられるのか。それと、今、施設の統合とかいろんな形が出ております。文化会館、平成になって全国的にまちづくりで、国の方が奨励してどこの市町村も建ててきた。これが今、重荷になってきてるのが全国的な傾向やと思うんです。そこで、文化会館の連絡協議会とかあると思いますけども、例えば、隣町の御所市、文化会館は取り壊しをされて、ないわけやから、貸館として御所市をどんどん受けていくとか、そういう話し合いといふのか、広域的な話があるのか、ないのか。もしなかったら、そういう連絡協議会で広域的な発想といふ形で話をしてもらったらどうかなといふ思いは持ってますけども、そこらの教育委員会の考え方をお聞きしたいと思います。

下村委員長 西川課長。

西川生涯学習課長 生涯学習課の西川でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの岡本委員のご質問でございます。

電気工事資格のない方がやられているということでございますが、生涯学習課といたしましては、大字からの書類に不備がなければ、区長様からの協議書等を出していただいておりますし、終わってからも事業実績報告書、それから分館等の事業実績収支決算書、補助金等交付請求書等と添付書類に不備がなければ、こちらで受け付けさせていただいているという状況です。もちろん大字の方でも2分の1の負担をさせていただいておりますので、そのように処理させていただいております。

それから、花づくりモデルの地区補助金でございますが、こちらにつきましては、1分館につき5万円というのは花づくりモデル地区補助金交付要領に載っております、それは決まっております。これは平成28年までの3カ年が9分館でございました。それで、平成29年から平成31年度までは、先ほど申しました10地区となっております。

以上でございます。

岡本委員 屋敷町が入ってるのか聞いてるねん。

西川生涯学習課長 屋敷町は平成29年から平成30年、入っております。

下村委員長 竹内館長。

竹内新庄文化会館長兼當麻文化会館長 新庄文化会館、竹内でございます。よろしくお願ひいたします。

文化会館での自主事業の考え方ということなんですけれども、委員がおっしゃいましたように、やはり高齢化も進んでおまして、地域の方が遠くまで行かなくても市内の方で文化や芸術に親しんでいただけるということで、文化会館活動はこれからもやっていきたいとは考えております。広域のお話ということでご質問なんですけれども、今のところ私の方では聞いておりません、奈良県の方に公立文化施設協議会というのがございまして、各市町

村が集まって年に2回ほど会議をしている場がございますが、その方でもそういった広域的な話というのは、まだ今のところ出ておりません。ただ、委員がおっしゃいますように、文化会館の自主事業をするに当たりましては高額な費用がかかりまして、文化会館の施設の客席数にもよりますが、赤字にならないでしていくというのはなかなか厳しい状況ではございます。それに、文化会館両方とも老朽化も進んでおりますので、そういった点でもこれからいろいろと考えていかないといけない時期であるとは考えております。

以上でございます。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 委員ご指摘の、文化会館ホール等の広域的な利用の仕方という考え方でございます。具体的な、こうして、ああしてというような形の打ち合わせと申しますか、それはまだ持っておらないですけども、検討と申しますか、模索はしてるところでございます。委員は御所市という名前を出されましたけども、そういうふうな検討もあるということは現実でございます。ただ、葛城市としましては、広域利用についてどのエリアを1つのくくりとするのかというのは考えていかないといけないのかな。葛城市のホールと申しますとマルベリーで約700席です。當麻の方で400席ほどですので、1つのホールで全市民を対象にしたイベントをするときには、できるイベントもあるんですけども、そうでないイベントもある。そうすると、ある種、そのエリアを東の方に、西の方に広げた検討の仕方もあるのかなと。それは、同じくスポーツ施設の考え方も同じでございます。具体的に協議会等で議論はしてはおりませんが、そのような模索の仕方というのは今年あたりからしてる最中でございますので、まだ結論とかそういうようなものには至っておりませんが、検討はしていきたいと思っております。

文化事業、特にコンサートですとかイベント、そのホール主催でやってるわけなんですけども、これは、ホールを建てるに当たりまして、先人の皆様方、以前の行政の考え方として、有料のチケット販売をして、予算としては入れるんですけども、その中で半分ぐらいチケットで回収できたらいいなというような予算組みをずっとしているようでございます。平成29年度につきましても、平成30年度につきましても考え方は一緒でございますが、それも実は検討するように、果たしてそういうやり方が、どういう形で続けていけるのか、もしくは、イベント内容と費用が適切なのかということも1つ検討課題にしているところではございます。まだ一定の結論というのは出ておりませんが、検証している最中であるということは事実でございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今、西川課長から補助金の交付について答弁いただきました。おっしゃるように、地元からももちろん要望も出てきて、請求も出てきて、実績報告が出てきてということはよくわかりますけども、やはりその辺をきちっとしないと、地元から出てきたらどんな会社の領収書でも認めていく。言い方悪いですけども、それでは困ると思うんです。せやから、きちっとそれはしないと、後々問題が起きてくると思うので、今まではそれをされてなかったかどうか知らんけど、今後はそういうこともきちっとやってもらいたいなということで今、お願いし

てますので、その辺の考え方をおっしゃっていただきたいと思うのと、今、屋敷町、名前出して悪いですけども、聞かせてもらった。今、屋敷町には10万円助成してるということになるわけ。

(発言する者あり)

岡本委員 1カ大字5万円、それ、いつから変わったん。

西川生涯学習課長 ずっと前からです。

岡本委員 合併してからそうなってるの。

西川生涯学習課長 合併前からです。

岡本委員 私の認識不足で、40万円と5万円とってたわけやけど、屋敷町の5万円は払うてるわけやんな。それは毎年払うてるわけやな。平成29年だけと違うんやろう。毎年、払うてる。何で払うてるかわかってる。

(「3カ年ずつ変わってます」の声あり)

岡本委員 余りしつこう言うたらあかんさかい、わかりました。文化会館については市長からいろんな話、答弁いただきました。非常になかなかこれは即答もできにくい、長期的な話やと思います。しかし、これだけ頻繁に財政も逼迫をしてきておる、あるいは、建物も老朽化してきておる。これは葛城市だけの問題ではなしに全国的な問題、先ほど言いましたように、平成の初めに国の方がまちづくりというような形で奨励をしてきた。これが1つの原因ではないかなというふうに思ってますので、できるだけ広域的な形で、今、市長おっしゃるエリアの問題もあるかとは思いますが、例えば、葛城広域に絞るとか、何らかの形で今後検討していただければ一番ありがたいなというのと、費用の問題もあるけれども、自主事業をやめますねんというわけにもいかないので、それは非常に難しい問題やと思いますけども、ある程度続けられるところは続けていながら、広域的にやっていく方法で検討願えたらというふうに思ってますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

西川課長、電気工事の資格の有無について答弁してください。

下村委員長 西川課長。

西川生涯学習課長 ただいまの岡本委員のご意見といたしますか、ご指摘でございますが、今後、より精査していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 121ページの8款教育費、19節の国民文化祭実行委員会補助金899万4,907円計上されてますけど、去年はなかった補助金で、この内訳と、132ページ、8款教育費、2目体育館施設、22節補償補てん及び賠償金で、体力づくり運営補てん金2,916万円あるんですけども、これの内訳を教えてください。

下村委員長 西川課長。

西川生涯学習課長 生涯学習課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

今、委員ご指摘の分でございますが、国民文化祭実行委員会補助金といたしますが、こちらは、アートフェア事業を開催させていただいております。こちらの方が決算書に出ておりま

せんのは、平成28年度は総務費の中の地方創生加速化交付金というところに出ておりまして、それが100%の補助でやっております。平成29年度は国民文化祭ということで、奈良県で開催されるということで、その開催の市町村連携事業といたしまして、葛城市ではアートフェア事業と、それから商工の方ですが、相撲甚句の集いが行われたということになっております。中身ですが、アートフェアの方に関しましては、決算額といたしましては694万1,429円でございます。それから、相撲甚句の方は205万3,478円となりまして、合計899万4,907円となっております。

以上でございます。

下村委員長 白澤課長。

白澤体育振興課長 体育振興課の白澤でございます。

ただいまの質問でございますが、2,900万円の金額は、体力づくりセンターの運営補てん金ということでございまして、年間を通しましてそれを12カ月で割りまして、毎月支払いの方をしております。内訳といたしましては、市からの運営収益金等ございまして、そちらの方、補てん金を充てまして、その差額が市のもうけと、言い方は悪いですがけれども、収益という形になります。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 ありがとうございます。1点目の国民文化祭実行委員会補助金は、相撲甚句とアートフェアと合わせてこういう金額になるということで、これ、私の勉強不足かしらんけど、こういうことは余り知らなかったもので、こういう部分につきましても、また市民に広く周知をしていただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。

下村委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。私、スポーツセンターのプールについてお聞きしたいです。132ページの13節プール管理運営委託料637万6,500円の内容とか内訳、また、成果報告書には機械整備修繕で116万円と上がってますけども、その内容をお聞きしたいのと、あと、當麻で9,075人利用者がおられて、新庄プールの方は3,864人と、近年の利用者について教えてください。よろしくお願ひします。

下村委員長 白澤課長。

白澤体育振興課長 体育振興課の白澤です。よろしくお願ひいたします。

プールの管理委託料でございますが、こちらの方は、業者委託といたしまして、それぞれ、當麻スポーツセンタープール、新庄スポーツセンタープールの、両プールの合わせた委託料となっております。それから、平成29年度の入場者数、當麻の方が9,000人余り、新庄の方が3,000人余りということですが、これは、当然、天候にもよります。ふえたり減ったりするところがございます。今年に関しまして言えば、當麻ですと4,029名、それから、新庄ですと4,057名ということで、天気がよ過ぎても入場者数が減る。当然、雨が降れば入場者

数が減るというところもございます。開館日数につきましては、例年同じような開館日数でやっておりますが、今年は當麻プールの方は、例のブロック塀の関係で1週間ほどおくれいておりますので、その分も影響しているかなと思います。

以上でございます。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 プールの運営委託料、もうちょっとだけ詳しく教えていただきたい。

下村委員長 白澤課長。

白澤体育振興課長 体育振興課の白澤でございます。

主に両プールとも、やはり人件費の方で、各日5人、6人という形で入っていただいておりますので、そこが主な費用になると思います。

以上です。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 市民の方から、更衣室もきれいにしてほしいという声も聞くので、またよろしく願いしておきます。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、7款消防費から12款予備費までの質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時20分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、歳入の説明を求めます。

門口会計管理者。

門口会計管理者 それでは、歳入歳出決算書事項別明細書の歳入の説明を申し上げます。12ページをお開きください。なお、説明につきましては備考欄に記載しておりますので、ご了承賜りたいと存じます。左側から款、項、目、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、備考となっております。

1款市税につきましては、全体で41億1,880万2,928円の収入でございます。1項1目個人につきましては、1節現年課税分、2節滞納繰越分合わせまして15億9,499万5,571円でございます。2目法人につきましては、1節現年課税分、2節滞納繰越分合わせまして2億9,112万7,750円でございます。

2項1目固定資産税につきましては、1節現年課税分、2節滞納繰越分合わせまして19億1,538万4,269円でございます。2目国有資産等所在市町村交付金につきましては291万9,200円でございます。3項1目軽自動車税につきましては、1節現年課税分、2節滞納繰越分合わせまして9,203万9,919円でございます。4項1目たばこ税につきましては2億2,233万6,219円でございます。

2款地方譲与税につきましては、全体で1億34万2,000円の収入でございます。1項1目

地方揮発油譲与税につきましては2,906万3,000円でございます。

2項1目自動車重量譲与税につきましては7,127万9,000円でございます。

3款利子割交付金につきましては1,006万9,000円の収入でございます。

4款配当割交付金につきましては3,833万円の収入でございます。

めくっていただきまして、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては3,826万6,000円の収入でございます。

6款地方消費税交付金につきましては5億3,880万5,000円の収入でございます。

7款自動車取得税交付金につきましては3,355万9,000円の収入でございます。

8款地方特例交付金につきましては3,729万4,000円の収入でございます。

9款地方交付税につきましては、普通地方交付税35億4,021万7,000円、特別地方交付税6億3,531万2,000円、合わせまして41億7,552万9,000円の収入でございます。

10款交通安全対策特別交付金につきましては419万4,000円の収入でございます。

11款分担金及び負担金につきましては、全体としまして2億4,326万9,020円の収入でございます。1項1目農林商工費分担金につきましては424万円の収入でございます。めくっていただきまして、2目災害復旧費分担金の収入ですが、ございませんでした。

2項1目民生費負担金につきましては2億3,902万9,020円の収入でございます。

12款使用料及び手数料につきましては、全体といたしまして1億9,620万1,314円の収入でございます。1項1目総務使用料につきましては1,221万3,861円の収入でございます。2目民生使用料につきましては38万円の収入でございます。3目衛生使用料につきましては657万円の収入でございます。4目農林商工使用料につきましては313万9,110円の収入でございます。5目土木使用料につきましては7,278万1,630円の収入でございます。6目教育使用料につきましては3,002万8,553円の収入でございます。

めくっていただきまして、2項1目総務手数料につきましては1,301万2,800円の収入でございます。2目民生手数料につきましては600円の収入でございます。3目衛生手数料につきましては5,694万5,160円の収入でございます。4目農林商工手数料につきましては1万4,400円の収入でございます。5目土木手数料につきましては111万5,200円の収入でございます。

13款国庫支出金につきましては、全体といたしまして19億1,047万5,112円の収入でございます。1項1目民生費国庫負担金につきましては13億8,849万4,732円の収入でございます。

めくっていただきまして、2項1目総務費国庫補助金につきましては4,146万4,880円の収入でございます。2目民生費国庫補助金につきましては1億4,364万4,000円の収入でございます。3目衛生費国庫補助金につきましては68万6,000円の収入でございます。4目土木費国庫補助金につきましては2億4,486万3,258円の収入でございます。めくっていただきまして、5目消防費国庫補助金につきましては22万5,000円の収入でございます。6目教育費国庫補助金につきましては7,833万5,000円の収入でございます。7目災害復旧費国庫補助金につきましては347万8,000円の収入でございます。

3項1目総務費委託金につきましては23万4,000円の収入でございます。2目民生費委託

金につきましては905万242円の収入でございます。

14款県支出金につきましては、全体といたしまして8億3,570万5,072円でございます。1項1目民生費県負担金につきましては5億3,550万3,570円の収入でございます。

めくっていただきまして、2項1目総務費県補助金につきましては62万9,000円の収入でございます。2目民生費県補助金につきましては1億1,925万4,080円の収入でございます。3目衛生費県補助金につきましては1,089万8,000円の収入でございます。4目農林商工費県補助金につきましては8,498万7,633円の収入でございます。めくっていただきまして、5目土木費県補助金につきましては3万4,000円の収入でございます。6目消防費県補助金につきましては65万500円の収入でございます。7目教育費県補助金につきましては784万309円の収入でございます。8目災害復旧費県補助金につきましては318万6,000円の収入でございます。

3項1目総務費県委託金につきましては7,128万980円の収入でございます。2目農林商工費県委託金につきましては144万1,000円の収入でございます。

めくっていただきまして、15款財産収入につきましては、全体といたしまして2,690万5,892円の収入でございます。1項1目財産貸付収入につきましては173万5,317円の収入でございます。2目利子及び配当金につきましては480万8,560円の収入でございます。

1目物品売払収入につきましては2,000万1,015円の収入でございます、2目不動産売払収入につきましては36万1,000円の収入でございます。

16款寄附金につきましては、全体といたしまして615万6,379円の収入でございます。1項1目一般寄附金につきましては463万9,000円の収入でございます。2目土木費寄附金につきましては3万7,379円の収入でございます。3目ふるさと応援寄附金につきましては148万円の収入でございます。

17款繰入金につきましては、全体といたしまして3億4,461万1,208円の収入でございます。1項1目財政調整基金繰入金につきましては3億2,000万円の繰り入れでございます。2目体力づくりセンター整備基金繰入金につきましては1,399万8,256円でございます。3目国営十津川紀の川二期事業費償還基金繰入金につきましては141万696円でございます。4目教育基金繰入金につきましては827万6,256円でございます。

2項1目住宅新築資金等貸付特別会計繰入金につきましては92万6,000円でございます。

18款繰越金でございます。6億1,212万6,578円でございます。18款でございますが、繰越金につきましては前年度繰越金1億6,825万5,870円、前年度繰越金逓次繰越分2,429万1,917円、前年度繰越金繰越明許分4億1,957万8,791円合わせまして6億1,212万6,578円でございます。

19款諸収入につきましては、全体といたしまして2億2,808万7,446円の収入でございます。1項1目延滞金につきましては908万150円の収入でございます。

2項1目預金利子につきましては18万6,365円の収入でございます。

3項1目滞納処分費の収入につきましては、ございません。2目弁償金につきましては3,203円でございます。3目過年度収入につきましては4,068万916円でございます。4目雑

入につきましては1億7,813万6,812円でございます。

めくっていただきまして、34ページをお願いします。20款市債につきましては、全体といたしまして15億5,860万円の収入でございます。1項1目総務債につきましては6億8,650万円でございます。2目衛生債につきましては、収入等はございませんでした。3目農林商工債につきましては4,280万円でございます。4目土木債につきましては1億8,380万円でございます。5目臨時財政対策債につきましては5億2,230万円でございます。6目教育債につきましては1億420万円でございます。7目災害復旧事業債につきましては1,900万円でございます。

歳入合計といたしまして、予算現額171億3,018万544円に対しまして、収入済額15億5,732万8,949円でございます。また、不納欠損額といたしまして1,384万1,820円、収入未済額といたしまして17億8,780万6,187円でございます。

以上をもちまして歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いました歳入に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西井副委員長。

西井副委員長 若干質問させてもらいたいと思っております。固定資産税も、もちろん全ての市税も含めて、不納欠損で落とされておられるという部分が見当たるわけですが、実際、固定資産税にしても不納欠損の中で、例えばの話、ハワイに住んでる方に1万円の集金に行くには、どちらが得かということもわかるわけですが、特に固定資産税については土地や建物があるのかもと思いますので、不納欠損で落とすとしたら、その辺、何かのときに徴収するとかいう方法もあるのではないかなど。実際そのような話があるかどうかも含めて、不納欠損の落とし方としてどのようにされているか。また、収納課で一生懸命税金を集め、また、強制的に集めるような形も一生懸命やられてるわけでございますので、その辺、どのような形で不納欠損をされてるかどうか教えてもらいたいと思います。

下村委員長 和田課長。

和田収納促進課長 収納促進課の和田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今の質問に対する回答なんですけれども、不納欠損する際に、地方税法の規定に基づきまして、大きく分けて地方税法第15条の7、第4項、それから、地方税法第15条の7、第5項、それから、地方税法第18条ということで、大きく3つの法令に基づき不納欠損処理をさせていただいております。その中で今、海外にいらっしゃる場合とかいうことでお聞きされてた件があったんですけれども、その理由の中で、例えば、国外転出された場合とかは即時で不納欠損することが可能になってくることとなります。今回、平成29年度中に国外転出された案件が1件ありまして、それで、4万2,697円の不納欠損をさせていただいております。

先ほど3つの法令を説明させていただいたんですけれども、何年か前の委員会の中で、法令で説明すると、わかりにくいということで指摘もありましたので、理由別にまず数字を述べさせていただきたいと思います。まず、財産なしで落とさせていただいたのが29名で126

万1,039円、生活保護で9名落とさせていただいて38万8,974円、所在不明で19名で107万8,807円、会社等の倒産等で1件、2万1,827円、相続放棄で4名で29万2,371円、それから、消滅時効ということで161名、1,075万6,109円ということで、合わせて1,384万1,820円を、平成29年度、不納欠損させていただきました。

その方法としては、財産調査なり進めていく中で、こういった理由があった場合は不納欠損させていただいてるんですけども、毎年、年度末に副市長を初め、各不納欠損にかかわるような部署が集まりまして、不納欠損調整会議というのを開かせていただいて、その中の決議をもって欠損処理をさせていただいております。

以上でございます。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 先ほども申し上げましたように、確かに当局では、未回収の部分について回収というのは一生懸命やっておられるのはわかりますけど、法令も含めて考える中で、その部分としては最低限その辺の中で不納欠損で落としておられるということで、今後も徴収活動について頑張って徴収してもらおう。税として納めておる方々が、やはり公平性という面もございませぬので、大変な業務と思いますが、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、歳入に入っていきたいと思います。市税全般にかかわって、決算を見ますと、個人では前年度に比べて4,200万円の増、法人、670万円の減、固定資産、4,600万円の増、軽自動車、398万2,000円、たばこで491万8,000円の減と、こういうふうな前年度と比較して決算が出てるわけでございます。ちなみに、個人について、合併当時12億5,000万円ほどの個人税が、今現在、15億9,000万円と約3億円ぐらいこの14年で伸びてきておる。それから、法人については、平成19年で9億2,600万円の法人が今、2億9,100万円、約6億円余り減ってきてる。法人についてはなかなか伸び悩んでおるとというのが現実であると思います。また、固定資産税につきましては、合併当時、19億4,000万円ほどあった。それが大体平成20年、平成21年では20億円、21億円あった税収が、今現在では19億1,500万円。これは一概に数字ばかりで見れへんと思います。新しい新築もあれば、償却で評価が下がっていく面もあると思います。あと、軽自については、燃費の関係とかあって乗りかえてきてる。軽自もかなり、5,000万円から始まって今、8,000万円台になってきてるというふうな中で、今後、税収をふやしていくとなれば、人口増も考えやんなんわけやけども、やはり大きくふやすのが、企業誘致が一番大きな問題ではないかなというふうに思います。企業誘致すると、もちろん固定、法人、これは増収になってくる。

今現在、工場誘致、今、西室地域で医療の関係、工場の関係が来るということも聞いてます。私の地元にも、大きな企業もあるわけですけども、1万平方メートル、5,000平方メートル、3,000平方メートルというような形で今、交渉いたしておるわけでございます。また、隣の、葛城川から西の南新町についても工場が稼働されてるということで、平成31年は無理

かもわかりませんが、1つ、葛城川西側につきましては年内に増築をして、3,000平方メートル余りの工場が操業されるということで、いろんなことを税務課としてつかんでおられると思うんです。今後の見通しとして、平成31年はすぐには反映できへんかもわからんけども、少なくとも今言いましたところは平成32年から反映がされてくるのではないかなというふうに思っております。そんな3年も4年も先を見込めというたら、これは無理な話ですけども、平成31年の予算、11月末には理事者の方が出されるということですので、その辺の市税の見通しというのか、どういうふうな格好になっていくのか教えていただきたいというのと、先ほども出てましたように、各市税の滞納額が、毎年見てるわけやけど収納率の伸びが本当に少ない。もちろん努力はしてもらってることはよくわかりますけども、1つの目標どおりにはいかんと思っておりますけども、固定1つにしても2,300万円ということですので、やはり大きなのは固定、それか個人の税やと思うんですが、少なくとも年間当たり3,000万円、4,000万円ぐらいを徴収しないと、今の市税全体の収入未済額1億9,400万円、こういう形で未済額が出ておるということになってくると、どんどん滞納を整理して上げていただいても、1年間に1億円に満たないということになってきたら、累積の処理が非常に困難になってくるといって、収税課の皆さん方には大変ご苦労かけると思いますが、一つその点も頑張ってもらいたいので、今後、現体制でいくべきものか、あるいは、体制をかえて滞納整理を重点的にやっていくとか、そういうようなことも含めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

下村委員長 米田課長。

米田税務課長 税務課の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、市税の今後の見通しということで、非常に難しいご質問をいただいております。まず、市税の全体、平成29年度の決算額といたしまして、前年度から見た比較というところから簡単にさせていただきたいと思います。まず、市税全体で前年度と比較いたしますと、対前年度比、調定額におきまして6,788万519円、約1.6%の増となっているところでございます。市税の内訳でございますが、市民税におきましては調定額で対前年度比約3,000万円の増、うち、個人市民税の現年課税分では約3,700万円の増となっているところでございます。納税義務者でございますが、平成29年度が1万6,240人、平成28年度が1万5,988人と、合計で252名が増加しているところでございます。内訳といたしましては、普通徴収では94人が減少しており、特別徴収では346人が増加しているというような状況になっております。給与所得については、かねてより徴収率向上のために県単位で特別徴収の推進が進められていたことや、会社の景気が幾らかの回復傾向にあるのではないかと推測されること、また、本市人口の微増も要因の1つではないかと考えているところでございます。

続きまして、法人市民税でございます。調定額で対前年度比約710万円の減、現年課税分としては約680万円の減となっているところでございます。こちらの分につきましては、主には市内の上位法人の対前年度の減収が主な要因と考えているところでございます。

続きまして、固定資産税でございます。調定額では対前年度約3,700万円の増となるところでございます。うち、現年課税分の調定額といたしましては約5,000万円の増となっているところでございます。土地につきましては、調定額対前年度比約150万円の減となっております。こちらは、県内においては地価公示価格の下落が続いている中で、平成29年度は時点修正により約1.1%の下落修正を行っているところでございます。

全体的な概要といたしましては、農地が転用等により宅地等に地目変更される動きとなっておりますが、評価額につきましては時点修正の影響等もある中で0.3%の減となっているところでございます。昨日の新聞におきましては、地価の調査価格による基準地価が27年ぶりに上昇したとのニュースでございましたが、こちらの分につきましては、都心部についてのみ適用されているようなところございまして、奈良県内におきましても、訪日客等の影響で商業地には一部上昇が見られているものの、住宅地等におきましては、なお、11年連続で下落しているというような状況が続いているというところでございます。

続きまして、家屋につきましては、調定額といたしまして対前年約2,800万円の増となっております。こちらは、平成29年度より新たに課税となった新增築家屋については、木造で180件余り、非木造では46件、合計226件となっております。前年と比較いたしましても30件の増となっております。こちらの開発行為に伴う住宅件数の増等によるものが主な原因となっております。これも人口増が影響しているところかと考えているところでございます。

続きまして、償却資産でございます。こちらは、調定額といたしましては対前年度比約2,200万円の増となっているところでございます。市内の主要企業等の設備投資の傾向でございますが、一部で増加している企業も見受けられるところでございますが、新規の設備投資は依然減少傾向にございます。しかしながら、中小企業等において設備投資が見受けられますことや、大手企業の修正申告等の影響もあった中で調定額が増となっているところでございます。

続きまして、軽自動車でございます。軽自動車につきましては、調定額で対前年度比約480万円の増、うち、現年課税分では約380万円の増となっております。課税台数につきましては、平成29年度が1万6,082台、平成28年度が1万6,037台となっております。この台数の中の四輪乗用車の自家用に限ってこの分を比較してまいりますと、127台が増えておりまして、額になおしまして375万6,000円増となっているところでございます。

続きまして、たばこ税でございます。調定額といたしましては対前年度比約490万円の減となっているところでございます。こちらは、税条例の中でもたばこ税が上がっていくというところら辺で、先日の総務建設常任委員会でご協議いただいたところでございますが、この間も申し上げましたように、減額となっているのは、やはり喫煙場所の規制強化や昨今の健康志向に伴う販売本数の減等が考えられているところでございます。

以上でございます。

下村委員長 和田課長。

和田収納促進課長 収納促進課の和田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

岡本委員ご指摘のように、現状、厳しい状況であることは重々認識しております。通常の

収納対策の方法といたしまして、納期限経過後、督促状を発送することに加えまして、年に2回、3月と11月に催告書を発送しております。さらに、部課長によりまして特別滞納整理という形で5月と12月にも2回実施させていただいて、少しでも収納率が上がるような方策を練っているところではございますが、なかなか数字としてははね返ってきていないというのが現状でございます。また、滞納処分に至るまでに、担税力のない方に関しましては分納誓約という形で、少しずつでも納めていただけるような方法をとらせていただいたりしておりますので、またその辺もご理解いただきたいと思っております。

それで、本年度、県との人事交流ということで葛城市の方から1名、中南和県税事務所へ派遣するというので、あと、県の方から2名の税のエキスパートの方にお越しいただいて、滞納処分の進め方、特に高額滞納処分が難しい案件とかの指導を受けたりしながら本年度は事業を進めておりますので、また来年度以降、そういった効果が出てくるのではないかとということで期待しております。

以上でございます。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。

先ほど、税務課長が答弁いたしました、今後の法人税等の見込みということでご質問があったかと思っております。貴重な一般財源でございますので、その確保には万全を期して、極力確保してまいるという思いでおるわけでございますけれども、直近に企業立地をされる会社の規模、それから業態等を把握できましたら、そういったことも踏まえた予算の編成を行っていきたいというふうに考えておるところでございますけれども、何分、法人税と申しますのは申告があって課税をするといった流れになってございます。ですので、企業が立地されて、法人活動をされて、その後に申告があって初めて納税ということになりますので、その辺の動向も見きわめながら予算編成に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、収納の体制強化ということでございます。先ほど収納促進課長がご答弁申し上げたとおり、人事交流によりましてスキルのある県の職員の方々に来ていただいて、そのノウハウを習得すべく、今、本市の職員も鋭意努力をしているところでございます。また、収納促進課だけでなく、それ以外の部課長級で滞納整理にも鋭意取り組んでおるところでございますので、その辺はご了解をいただきたいと思っております。

以上です。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ答弁いただきました。税の見通し、非常に難しい問題であるというふうには思いますし、今、滞納の関係もありました。確かに県との人事交流、あるいは嘱託で来ていただいて、差し押さえ関係についてはかなり勉強もできたというふうに思っております。しかし、部課長によって収入いただいておりますけれども、人の仕事と言ったら怒られるけれども、そんなものではないですけど、なかなかその辺が進んでおらないのかなというふうに思っております。部課長の皆さん方も、自分の仕事として一生懸命滞納整理に当たっていただけたら、たとえ

わずかな金でも伸びるのではないかなというふうに思います。

企業の法人税については、確かに申告主義という形にはなっておるわけですが、先ほど言いましたように、今のところは大体平成32年ぐらいから反映されるから、ある程度税務課としてつかんでいただいて、平成32年からでも反映できるような形にさせていただいたらというふうに思います。歳入については余り答弁をやりとりしてるとなかなか難しい問題ばかりで答えは出てこないというふうに思います。今いろいろ言いましたけども、一番の市の財源、これが市税が一番大事ですので、その辺をよく理解していただいて、努力願いたいというふうにだけ申し添えたいと思います。

下村委員長 ここで暫時休憩いたしたいと思います。

休 憩 午前 11時59分

再 開 午後 1時30分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

歳入に対する質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

松林委員。

松林委員 私は、25ページの14款県支出金、3目衛生費県補助金の中で1節地域自殺対策強化交付金、542万5,000円が交付されてるんですけど、これは、どのように具体的には使われているかお聞かせ願えますか。

下村委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。よろしくお願いたします。松林委員のご質問にお答えさせていただきます。

自殺対策事業といたしましては、若年層の自殺対策に力を入れておりまして、心の傷が生涯にわたって影響する青少年における社会的孤立という自殺リスクを低減させるために、4つの事業を実施させていただいております。1つは、児童・生徒の段階で、自己肯定感や自己効力感を育むために、療育キャンプや親子教室などをセンターの方で実施させていただいております。子どもたちに心の復元力をつけるための取り組みをさせていただいております。2つ目としましては、引きこもり等から自殺につながるリスクを低減させるために、就学段階から不登校児童・生徒に個別相談や学力保障を行うためのふたかみ教室を運営させていただいております。3つ目としまして、ニート、引きこもりを初めとします義務教育終了後の適応不全や社会生活上の困難について相談窓口を運営しております。4つ目としまして、小、中学校に臨床心理士を派遣しまして、自殺の危険性の高い児童・生徒に気づいたときに、具体的な対応方法などを教職員、先生方にコンサルテーションするような事業を展開しております。

以上であります。

下村委員長 松林委員。

松林委員 どういうふうな事業かお聞きしたかったので確認させていただきました。ありがとうございました。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 18ページ、衛生手数料の中の清掃手数料ですけども、きのう、歳出のところで聞いたわけやけど、廃棄物処理手数料、前年に比べて1,419万6,000円の減額、それから、し尿処理手数料、前年に比べて1,003万9,000円減額ということになってるわけやけど、新炉ができて、なぜ廃棄物が減るのか。それと、し尿のくみ取りは100件やったけども、直営のを入れて1,700万円去年あったやつが1,000万円減ってると、この理由は、どういう理由になってるのかお聞かせいただきたいと思います。

下村委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部の木村でございます。よろしく申し上げます。

今、岡本委員お問い合わせの、廃棄物処理手数料の減額分でございますが、平成28年度決算に比べまして平成29年度が大幅に減っているということでございますが、減っている主な内容といたしましては、24社ある許可業者分の持ち込み分が、平成28年度が3,820トン、それが平成29年度につきましては2,970トン、これで約1,200万円ほど下がっております。主にその減額がこの分というふうに考えております。

続きまして、し尿手数料の減額分でございますが、平成28年度分につきましては、新庄区域の浄化槽のくみ取りが直営で行ってございましたので、その分が大幅に減っているというふうに理解しております。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 まず廃棄物やけども、許可業者、3,820トンが2,900トン、この減った原因は何にあるのか。ということは、ごみをぶっちゃけて、展開検査をやって、市外のごみが入っていれば摘発していったので減ったというふうに考えるわけやけど、それだけでこれぐらい1,000トン近くも減るのかな。許可業者は何社あるのか知らんけども、そんな理由で1,200万円も減るのか。

それと、今言うてる浄化槽は何件あるのか知らんけども、今、くみ取りの件数は、たまたま新庄は100件ふえて400件になったということやけども、委託料が1,000万円以上ふえて、浄化槽が減ったからといって、これでくみ取り手数料が1,000万円減るとするのは、どう考えても理解ができへんと思うんやけど、疑うたらあかんけども、本当にそれだけですか。処理委託料は1,000万円ふえました、し尿手数料は1,000万円減りましたと言われたら、我々では理解できないので、その点もうちょっとわかるように詳しい説明をしてもらいたいと思います。

下村委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 廃棄物処理の量が大幅に約1,000トン弱減っているわけでございますが、この分につきましては、以前からももちろん展開検査等は行っておったわけでございますが、そういうふうなことで減るということは当然考えられると思いますけども、平成29年度の実績として2,970トンということが上がっておりますので、平成28年度と

の差額につきましては、確かに委員おっしゃるように減額分は多いですけども、減った原因の追及といいますか、確認することは難しいかなと思います。

それと、し尿処理の手数料の関係ですが、委託料につきましては、確かにふえておるわけでございまして、それにつきましては、契約といたしましては1戸当たり幾ら、1人当たり幾らというふうな契約の中でお願いをしておるわけでございまして、その金額というのは自然に、おのずから決まってくると思うんですけども、そういったことからいいますと、新庄区域の浄化槽分が大きかったのかなというふうには考えております。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今のし尿の説明では、新庄分での増減ということやけども、ほんなら、今年新庄地区は初めて委託になったわけやけど、今までは直営でやってきた。委託にすることによって高くつくねんというのであったら、当初のクリーンセンターの計画のときに聞いてたのは、直営は高いと聞いてたわけや。委託の方が安いと聞いてた。ところが、こんな結果が出てきたら直営と大きな差が出てくる。今さら委託を直営に戻すというようなことをできへんわけやけど、そこらはどういうふうな計算をして委託にされたのか。処理費は1,000万円ふえるわ、入ってくる金は1,000万円減るわ、どう考えても直営の方がましであったという結果になってくると思うわけやけど、そこらを今後きちっと比較をして、例えば、今までの10年間どうやったのか比較してやらないと、今はネット中継になって、市民の誰かが見られている。行政のやったことに対して、これでよかったなというのならええけど、逆になるのやったら批判ばかり買うて、一つも利得があらへん。せやから、そこらを、もったきちっと実績も踏まえてやってほしい。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 それでは、きのうに引き続いて、関連でございますので21ページ、4目土木費国庫補助金の社会資本道路改良交付金事業補助金1,979万4,500円のことについて再度お尋ねをいたします。副市長は、きのうお聞きをした段階では、今後の補助金の影響については、現段階ではわからないというご答弁でございました。決算審議をする上で、市長もおっしゃられてたように、この入札が公平に行われてたとしても、最低価格の落札であったということで、どの社に落ちても決算への影響は直接ないと、こういうふうなご答弁でもございましたので、現段階での審査についてはそうであるのかなという一定の理解はさせていただいてるという上で、もう一度このことについてお尋ねをしたいと思います。

こういう官製談合による不正な落札に対する補助金の扱い、ほかの市町村での事例等、もし、ご承知であれば紹介していただきたい。きのうの審議終了後、県や国にこのことについてお問い合わせをさせていただいていないと思います。それなら、今すぐに県に問い合わせしてくださいと言ったときに、そういう対応はできるのかなと。ご無理なご質問でございませうけれども、このことに関する影響を再度お尋ねいたします。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。ただいまの増田委員のご質問にお答えをさせ

ていただきます。

昨日も副市長もしくは私の方からもご答弁をさせていただいておりますが、社会資本総合整備交付金の方につきましては、この決算に上がっておる分につきましては、現時点では昨年の前払い金に対する交付金はいただいておりますというところで、今回決算の中には含まれております。ただ、今お申し出がありました、昨日の審査の後、県には問い合わせはいたしておりませんが、先般から県からも必要な資料の提出、また、それに対する説明等も課長の方からも行っております。きのうもお話が出ておりましたが、補助金の適正化法に対する不正行為においてどのような判断がなされるのか。また、それに基づく返還がどういうふうになってくるのかというのは、これからの捜査等も見守りながらの結果になるかということでもあります。

きのうも申し上げておりますが、県に対しましては十分な説明をさせていただいております。先ほども申し上げられておりましたが、適正な事務処理の中において行って、最低制限価格での入札になりましたことにつきましては、説明もし、仮に不正がなかったとしても、その価格で別の社が実際に落札をされたとしても、価格的には変わりがないというところも説明はさせていただいております。今後、県、国等のいろんな協議の中において、今後どのような資料を求められて、その中においてどのような審議がなされるか。また、うちの方からも十分な説明を行いながら、また、捜査の中で出てくる内容等も吟味しながら行っていかなければならないのかなと思っておりますのでございます。

他市における事例がなかったのかというところでございますが、こういう補助金の適正化法の不正行為に係る返還の事例というのは、私の方では存じ上げていないというのが現状でございます。また、会計検査等における不適切な執行があったということに関する補助金の返還等につきましては、大和高田市等でも最近はあった例はございます。ですから、補助金の適正化法の中におけるどのような部分で返還の請求を受けたかという自治体は多々あるわけでございますが、それは主に会計検査における実地検査において不適切な補助金の使用が認められた場合の返還というものは多数発生をいたしておりますが、昨日も申し上げました、うちの補助金返還につきましても不適切な使用があったということで、昨年度分として1億6,000万円ほどの返還はさせていただいたところでございます。不正行為に係る返還につきましては、今後の捜査も見守りながらということになるわけでございますので、最終的にどのような判断がなされるのか、また、これからの捜査も踏まえながら慎重に進めてまいりたいというところで、今回の決算につきましては、前年の前払い金の支払い分は含まれておるということでご認識を賜りたいと思います。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 ほかにご答弁者ございませんので、私が再度質問させていただきます。

国交省の事務次官から、談合の不正行為に係る云々という資料があるんです。これを見ると、違約金とか損害賠償金が発生したときには、その相当分の補助金に係る分を返してくださいねと、ここまでしか国交省の文書の中で返還に関する資料というのは、私もいろいろ

調べたんです。出てこなかったんで、今後そういう国の指導等もどのようにされるのかというのを見守っていきたいというふうに思います。

冒頭にもお話ししましたし、今の増井部長の説明にもありましたように、金額ベースでは決算書に談合による影響というのはないと、きのうの市長の答弁にもそれはないということの確認をさせていただいております。ただし、地方自治法を調べますと、決算審議とは何をするとこやというふうなことをここに列記されております。その中には、決算審査の主眼は、1、計算に間違いはないか。2番、支出命令書に合っているかどうか。3つ目、収支は適法であるか。収支は法律に基づいてちゃんとやっているかと、こういう3つのことを主眼に置いて決算審議をやってくれと、こういうふうに地方自治法では、解説の中ではうたっておられますので、私も数字ばかり見てるのやなしに、そういう法律に基づいた執行がなされているのかどうかというところで質問をさせていただいて、いろいろと確認をさせていただいてるということでございますので、現段階ではなかなか、捜査の初期の段階といいますか、まだ9月13日の摘発、逮捕でございますので、その行方というのが詳細でもないというふうなことでございますので、今後十分な国とのやりとりも含めまして、この事業に対する検証を深めていただくようお願い申し上げておきたいとしたいと思います。

下村委員長 ほかに。

松林委員。

松林委員 関連しますことで、今回の官製談合の結果によって工事請負業者、企業と落札価格が決定したわけでありまして、この結果によってどのような企業が請け負ったとしても、今回、結果的に見まして、最低価格で落札されたという、このことに対しては決算的には問題がないという説明でした。しかし、決算書に官製談合という不正行為を経た決算が盛り込まれている、このことに対しまして、少し私も不安を感じるところであります。決算は決算といたしまして、今後このようなことが二度とないように、不正が行われないように強く、固く要望するところであります。

以上でございます。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 この議論というのは、その項目のところでもいろいろさせていただいたわけでございます。決算の手續としては、平成29年度の決算としては適正な決算をさせていただいております。それは当然、事務手續も含めてです。今、委員ご指摘の部分につきましては、今後いろいろなことが起こってくる可能性はあるであろうということでございます。これは、今回1億6,000万円の補助金の返還、これは過去の事例において、国の方から求められた補助金の返還でございます。これにつきましても、事務手續として当然の手續をしておるわけでございます。予算計上するときには実はその議論は余りなかったように思うんですけども、決算委員会でその議論をしていただけたということは、非常にありがたいといえますか、市民の皆様方に、どういってお金を返さなくてはいけなくなったのかという部分については、非常にまたご理解をいただかないといけないわけですから、副市長が答弁いたしましたように、その金額につきましては後に賠償請求しますという答弁まで入れさせていただいております。その

中において1億6,000万円の支出が正しいのかどうかということにつきましては、当然、いろんな補助金の返還というのはいろんな事象の中で発生しております。それに伴いまして、平成29年度は過去の事例について行った手続としては1億6,000万円ですが、ほかの過去の事例についての調査の具合によりましては、まだまだ議論が残ってくるという具合に理解しております。ですけれども、単年度の決算の事務手続としては、いろんな問題点を抱えておりますが、正常な事務手続をしておるといことは事実でございます。その内容につきましていろんな問題点、事象というのは、含まれておるといことは重々わかっております。当然、過去の整理をさせていただいてるわけですから、決算の手続上において、これから、もしくは予算編成においてもいろんなことが出てくるであろうという覚悟はしております。ただ粛々と会計上の事務手続を進めていく。もしくは行政上の事務手続を進めていく。もしくは法的手続も含めて今後やっていくという覚悟でございます。その気持ちは、全然逃げるつもりはございませんので、委員ご指摘のことは真摯に受けとめたいと思います。今後こういうことがないように、職員一同、綱紀粛正に、市民皆さんが一人一人誇れる葛城市というものを感じていただけるような、そんなまちに変えていきたいという思いでやっております。委員ご指摘のご意見は、真摯に受けとめたいと思いますが、決算事務手続として、それについて間違いはない、粛々と手続を進めているということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 市長の方からご答弁いただきまして、ありがとうございます。私、再度繰り返します。数値的な問題については、全く不適合であるという判断をしたつもりもございませんし、指摘したつもりもございません。ただ、繰り返しますけれども、適法性から見ていかなものかという指摘をさせていただきました。これは今決算において、事実、法的な問題が生じたことについての議論でございます。その意味では市長も今後しっかりとその辺は精査、見守って検証もしながら、改善も含めて前向きに取り組むというご答弁をいただきましたので、それで結構でございます。しつこいようですけども、そういう適法性というところで私、心配をしておったということでございます。

下村委員長 松林委員もそれでよろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 29ページの一般寄附金の内訳について、それから、33ページ、雑入の土地改良施設維持管理適正化事業交付金の内訳についてお尋ねいたします。

下村委員長 内蔵課長。

内蔵総務財政課長 総務財政課の内蔵です。よろしくお願いたします。

ただいまの岡本委員のご質問の、一般寄附金の内訳ということでございます。総額で463万9,000円のご寄附をいただいております。内訳といたしましては、大同薬品工業様100万円、宗教法人ほんみち様300万円、葛城市の諸事業推進への寄与ということで、4カ大字の方から61万9,000円、それから、叙勲を受けられた方から、市のためにということで2万円、

合計いたしまして463万9,000円いただいております。

以上でございます。

下村委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

33ページの雑入の土地改良施設維持管理適正化事業交付金でございます。これは、平成29年度の700万円の事業の9割の補助が交付されております。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 一般寄附金を説明いただきました。4カ大字というのは、どういう内容の寄附金になるのか。それと、今、芝課長から言われたように、700万円の事業に対する90%は、内容がどういう事業なのか教えていただきたいと思っております。

下村委員長 内蔵課長。

内蔵総務財政課長 総務財政課、内蔵です。よろしくお願いたします。

4カ大字の内訳ですけれども、大字今在家から40万円、大字寺口から9万3,000円、大字脇田から6万7,000円、大字新村から5万9,000円となっております。

以上でございます。

下村委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

平成29年度は、適正化事業は、林堂の古池の改修工事で行いました。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、次に、総括質疑に入ります。

総括質疑は、市政全般に係るものとなりますようご注意ください。

質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 それでは、総括的に3点質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほどからお話をさせていただきます国庫補助金に対する不正な運用、これは、道の駅の1億6,000万円の返還に対しましても、そういうものが散見されると。きのうもその補助金の返還になった理由、当初の計画に対して目的外利用が行われたということで、1億円プラス6,000万円の補助金の返還があった。6,000万円の分につきましては、移転補償の契約が公社であるということでの返還というふうに認識をしておりますけれども、1億円の分につきましては、通路であるところにそれ以外のものがあった。多目的施設のところに事務所を置いたとか、当初の計画が遂行されないで、違った利用をされたということが返還の理由であると、こういうふうなご説明でございました。これ、道の駅も市の管理のもとにどう運用するのか、どういう利用方法をするのかという管理、監督責任が伴うわけでございます。それ以外の補助金に関しましても、こういう本来の目的以外の運用がなされておる、

なされておらないというチェック機能体制を、これだけいろんな事象が散見をされますと、当然、チェック機能の強化というものが求められてくると思うんです。私、道の駅に関して、きのうは誰がこれを指示したんだという質問をしましたがけれども、回答はないわけですが、この補助金等々に関する最高責任、指導責任、これを明確にして、補助金の返還、間違っただけの利用のない再発防止対策に努めていただきたいというふうに思いますが、それについてご答弁を求めます。

それから、2つ目でございます。私だけがそういうふうに思ってるかどうかはわかりませんが、不用額という欄の数字が、理由はともかく、繰越明許であればいろんな理由で理解もできるんですけども、不用額、どうしても理解しがたい金額が記載をされておる事案が見受けられるというふうに私は感じました。これは、私、予算もここ4年ほどずっと参加をさせていただいてる立場から見て、これだけの予算を何とか通してくださいと議会にご提案をされて、いろいろ質問をさせていただいて、わかりましたと、必要というふうに認めて予算を決定させていただいた。また、中には、補正予算を組んだにもかかわらず不用として処理をしてしまった例とか、非常に無駄遣いを勧めてるわけでも何でもございませんけれども、これだけ必要だと言われた予算に対する不用額というのは、節約以外に関してはあつてはならぬ金額かなというふうに思うわけですが、その辺に対しての認識はどのようにお持ちなのか。

それから、3つ目でございます。この質問は、私、2回目であるかと思っておりますけれども、同じ質問を再度させていただきます。地方自治法の第232条には、私、知らなかったんですけども、成果に関する報告書、これは義務づけておられます。つまり、決算に関しては、わかりやすい解説書、成果に関する資料をつけなさいというふうに定義づけられております。そんな大事な成果報告書やということでございますので、改めてこの重要性を深く私も感じてるわけですが、この決算審議が非常に長時間にわたっているようなことをお問い合わせをさせていただいて、認識、理解をさせていただいてるということをスムーズに進めるためには、この資料の充実がもう少しあっていただきたいなど。特に、工事を違ふところで工事をやったというふうな不正は、この決算書もしくはこの成果書ではチェックができません。それで、前にもお話ししましたように、成果報告書に、工事であれば必ず工事の場所を地図に落としていただいて、資料としてつけていただいた方が、この決算審議がスムーズに運ぶのかなど。聞かなくてもわかるような資料立てをしていただけたら、もう少し理解も、もっともって聞きたかったことも理解をできるような資料になるのかなど、そういうふう感じております。この3点についてご答弁を求めます。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

増田委員から3点ご質問いただいておりますので、順次お答えをさせていただきたいと思っております。まず1点目でございますが、誰が責任者であるのかということについて調査いたしますというふうにご答弁を申し上げたように記憶をしておりますので、それについては今後調査をさせていただきたいと存じます。

それから、2点目でございますが、不用額につきましては、これはやはり予算編成の精度をどう上げるかと。予算査定の精度をどう上げるかというところと関係をしてくと存じます。一方では、入札等、契約に対して入札の手続が必要なものにつきましては、当然、入札予定価格の範囲内で競争が行われて契約をします。そういたしますと、当初、予算は、逆に言いますと、予定価格がしっかりと確保できる部分の予算は組まないといけないわけですから、入札手続の結果、予算額の1割とか2割が不用額として生じるということは、これは、その予算執行の過程で当然起こる話ですので、こういったものについては、当然残ってくる不用として、これは制度上の仕組みだということでご理解を賜りたいと思いますが、一方では、予算額の見積もり自体が甘かったとか、あるいは見通しが、予算編成は大体年末から年始にかけて行っておりますが、その段階で翌年度の年度末までの、12カ月以上の15カ月とか16カ月先のことまで全て見通して、全て適正に全て見積もれば、当然余りが出ないわけですが、なかなかそういったわけにもいかないということで、事情変更はございますが、とにかく、でき得る限り、まずは予算編成の精度を上げるということによって、残念な形の不用額が生じることがないように今後とも努めてまいりたいと存じます。

3点目でございますが、これも予算編成とも関係してくるわけですが、まず、予算の方では予算の概要という形で似たような見ばえの説明書類、これは予算の説明としてもお出しをしているわけですが、決算におきましても両方ともなかなか地方自治法で定めるところの、今ごらんいただいてます決算書にせよ、あるいは予算書にせよ、こちらも似たようなこの形のやつがございますが、これが本来の地方自治法、地方自治法施行令、それから、地方自治法施行規則で定める様式でございますが、このままでは十分に説明ができない部分について、こういった資料も用意をして補完せよということで指示があるわけですので、こちらにつきましては、ただいまいただきましたご意見も踏まえまして、よりわかりやすいものをつくっていただけるようにということで、またご相談申し上げたいと存じます。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 国庫補助金の適正運用については、私、申し上げたのは、先ほどの事例を云々と言ってるわけでもございませんし、私、先ほど、市長のきのうの答弁の表現が間違っていたら、これは訂正しておわびしたいと思っておりますけれども、再発防止に向けて、こういう補助金の運用に関するチェック機能は、十分に体制としてとっておいていただきたい。例えば、副市長がこの陣頭に立って、補助金に関する不正な運用の仕方、会計検査員から指摘を受けるようなことのないような補助金の使い方に努めていただきたいという思いをお願いをしたところでございます。

それから、不用額の適正については、当然理由があって不用になったことは承知しております。ただ、私が冒頭にお聞きしたのは、傾向として、本来使うべきお金をちゃんと執行されておらないという数字が気になりませんか。私は気になってるので、そういう認識はないですかということをお尋ねしました。副市長の方からは、十分その辺のところは、そういう以外の理由のない不用額については、適正な執行をしますと、そういうふうなこともお述

べいただいたので、それで理解をさせていただきました。

それから、成果報告書の様式については、私に伝わってくるものが少なく不安を抱いているんですけども、ぜひとも、特に土木、農林については、地図の添付、これ、約束をしてください。せめて工事に関する地図の添付をお願い申し上げて、再度ご答弁いただけますか。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 委員のご指摘の、不用額の件でございますが、予算計上するときの精度が一番大切やなと思っております。従前とは予算計上の考え方をかなり変更して、30億円、40億円、前年からはカットした予算編成をさせていただいたんですけども、その中で見込みである数字というのは、各原課で精査して上げてきた数字をもとに予算編成しております。その数字が何らかの理由で大きな変化が起こった。これは、逆に言えば、国においても実は、当初こういう計上をとる中でしたものが、変更になった場合も例としてはあるであろうと判断しております。ただ、大きく変化したものについては、12月に人事関係の補正を入れて、3月に減額補正をするんです。ですから、その時点でどこまでやるのかという議論になってくるのかなと思っております。ただ、今回ご指摘いただきました、3月補正にわざわざ入れて、それで執行できずにありましたよというようなことはやはりあってはいけないと思っておりますが、ご質問のところでご各課から返答を入れさせていただいておりますので、その精査は必ずやりたいなと思っております。本当にそのとおりであったのか、なぜそういうことが起こってしまったのかということは、やはりその精度は上げていかないとはいけませんので、やっていきたいと思っております。

それと、補助事業につきましては、行政の手續としては変えてはございませんが、その手のチェックというのは後日のチェックになります。それが正しく補助金として使われているのかどうかというのは、まさに決算期を終わらないと精査できない部分でございますので、その点につきましては、委員会の席でもいろんな補助金について過去において問題事象がありますというご指摘をいただいておりますので、その点については精査をしていく必要があるのかなと思っております。必ず補助金というのは、その目的以外の使い方、もしくは不正な使い方をすれば、当然国からご指摘を受けるということでございます。そういうことがないような行政の姿に戻していきたいと思っております。

それと、委員ご指摘の決算の報告書、私、実は議員のときに同じことを言っておりました。やはり資料というものはできるだけ多めに越したことはないと思っております。ただ、それも事務量との問題になりますので、副市長が答弁いたしました、本来、法の部分でのものというのは、ここの備考欄のところでは法的なものは解決してるのであろうと思っておりますけども、こういう資料が要りますよということ、これは常任委員会も一緒なんですけども、ご意見いただきましたら、できるだけことはしていきたい。説明責任という観点からいいますと、そういう思いでおります。ただ、事務量としてできるのかどうかというのは検討させていただきたいという思いでございます。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。国庫は会検が必ず3年に1度とかという形で来ます。そのときに担当部長があたふたと、担当課長がばたばたと、お前何しとったんというふうなことのない、一丸となって組織のそういう補助金に関する意識を高めていただかんと、いろんな不正な支出が今後も再発する危険性がございますので、よろしく願いしておきたいと思います。

それから、不用額につきましては、当然理由があつてということでございます。ただ、この成果報告書の中に不用額に関する説明というのは一切載っておりません。もし、理由があつて不用額が発生したということであれば、その分も含めて、理由ははっきりとご説明、資料としてあつてもいいのではないかと。そういうことも含めまして、今後、成果報告書の様式改善によりよくご対応のほど、お願い申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

下村委員長 ここで暫時休憩いたしたいと思います。

休 憩 午後2時22分

再 開 午後2時40分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

総括質疑を終結いたしますので、ご了解のほどお願いいたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

西井副委員長。

西井副委員長 私、決算に入らせてもらうときには談合の話はなかったということで、決算というのは数字のもとできちっとやられてるものやという形で賛成する予定でございましたが、13日の事件が起こって、法のもとに公平な形で執行されてるというもとで、13日まではそういう認識を持っておりましたが、数字自身は間違いないことは当初から理解してるわけですが、ただ、その事件が起こって、公平な執行がされてるかという問題になったら若干問題があるということで、私自身は賛成、反対ではなく、退席させてもらいたいと思っております。

以上でございます。

下村委員長 討論はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 梨本です。私は、賛成の立場から討論させていただきます。

認第1号、平成29年度葛城市一般会計決算に賛成の立場で討論させていただきますが、残念なことに、9月13日に、官製談合防止法違反の疑いで建設課職員が逮捕されました。その工事代金が土木費の社会資本道路改良交付金事業の中で、前払い金が決算額として計上されておりますが、契約金額については最低制限価格で契約しているので、決算額そのものには影響がないと判断したところです。

さて、今年の決算の特徴は、阿古市長が初めて予算編成された決算であり、予算編成時には厳しい事務事業の評価を行いながら、費用対効果の少ないものは、それがたとえ補助事業であっても見直され、市民の安心・安全を最優先に、防災行政無線を初め、小学校のエアコン設置、昨年の台風21号による災害への素早い対応をされた決算であると感じているところでございます。

さらに、今年も財政調整基金の取り崩しによる決算となっておりますが、昨年度と比較しますと9億3,000万円から3億2,000万円に大幅に削減された決算となっております。

次に、歳入面に目をやりますと、市税の収納率は昨年度と比較しても0.42ポイント上昇し、努力された形跡を見ることができます。しかし、奈良県が示すエビデンスからは県平均に満たしておらず、まだまだ改善の余地があると思われまますので、この点については引き続きご努力をお願いしたいと思います。

最後に、経常収支比率や実質公債費比率など、財務指標は奈良県内では比較的上位にランクされた数字となっておりますが、全国レベルではまだまだ安心できる数字ではありません。葛城市が今後もより安全で安心して生活が営めるような健全な財政運営を目指していただくことを要望させていただき、私の賛成討論とさせていただきます。

下村委員長 ほかに討論はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 認第1号の一般会計決算の認定について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

平成29年度一般会計決算、歳出で147億840万1,651円という数字が出ております。次年度の繰越金、あるいは継続費の繰越合わせまして17億5,979万7,995円、多額の繰越額となっておりますわけですが、当初予算額に対する事業の執行率は86%ということで、数字は低いですが、執行率につきましても正しい執行率であるというふうに思っております。

それから、不用額につきましても6億6,198万898円と、これもやむを得ん数字ではないかというふうに思っております。繰越財源1億8,395万円を差し引いて、実質収支が1億6,497万7,000円黒字を見たということでございます。

歳出面におきましては、前年度と比較した場合につきまして、全体事業費は減少しておるわけですが、この要因につきましては、道の駅事業の完了、あるいは新クリーンセンターが完成をして、本年より稼働しておるということでございます。また、平成29年度につきましては、防災行政無線事業として8億3,000万円、あるいは小学校の5校、全教室にクーラーの設置工事ということで3億5,500万円等の事業費が予算化され、執行されていたということでございました。平成28年度と比較すると39億2,900万円、大きな減額となっておりますわけですが、また、歳入面におきましては、市税全体では41億1,880万3,000円と、前年度と比べまして8,241万6,000円の増を見たということでございます。また、株式譲渡につきましても2,329万6,000円、あるいは地方消費税交付金につきましても1,609万9,000円の増、交付税につきましても2,359万1,000円の増というようなことであるわけですが、また、市債につきましては、本年度は15億5,860万円、前年度は29億2,000万円

であったわけでございます。今年は市債が非常に少なくなっておる。あるいは、先ほど話ありましたように、財政調整基金が当初は9億2,000万円という形で財源不足を補った。ところが、実質は3億2,000万円の執行という6億円の大きな金が戻っておるといふうなことでございました。

市税の収納率につきましても95.19%、前年よりもよくなっておるといふうな状況であるわけでございます。

經常収支比率につきましても95.6%ということで、平成28年度より1.2%も改善をされておる。また、財政力指数、3カ年平均でいきますと0.53%、前年とは変わらないわけでございます。また、公債費比率につきましては、3カ年平均、平成29年では6.4%、平成28年、5.8%、0.6%ほど上がっておるわけでございます。この分につきましては合併特例債の影響があるのではないかというふうに思っておるわけでございます。しかしながら、いろいろ意見も出てました。土木費の地域活性化事業費の国庫返還金1億6,020万9,000円が市税から支出されておる。この分につきましては、市民にとりまして大きな損失である。理事者側の答弁では、損害賠償も考えておるといふうな答弁であったわけでございます。また、この件につきましては下村委員長から、道の駅調査特別委員会で議論をしていただくと、こういうふうな発言もいただきました。全体から見て、一部のこうした不服はあるかと思っておりますけれども、以上のような内容で、平成29年度の一般会計決算につきましては適正に執行されておるといふことを私は述べて、賛成討論を終わりたいと思います。

下村委員長 ほかに討論はございませんか。

奥本委員。

奥本委員 私も認第1号の平成29年度葛城市一般会計決算の認定につきましては、賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

ご存じのように、議員の立場として、議員の議会の最大の役割というのは行政のチェック機関ということで、この辺はご存じだと思います。市の予算査定から始まって、今回の決算審査まで来てるわけなんですけれども、この間いろんな質問をさせていただいて、理事者の方からも真摯なご回答を得ました。中にはいろんな意見もつけさせていただいておりますけれども、その間、我々、この場だけで話しているのではなくて、監査の方もそれなりにこの期間ずっとチェックもされてる。だから、議会もこの1年間ずっとかかわってきてるということで、その経緯も大切にしないといけないかなと思っております。ただ、今回の中で私が一番懸念というか、問題だと思ったのが、例の社会資本整備総合交付金の返還金なんですけれども、これについては委員長が調査特別委員会の方で議論を行うということでおっしゃってくださったので、そこの懸念はないかなということで、相対的にはこの決算審査は賛成の上で、まずは葛城市の状態を前に進めることの方が重要ではないかと思ひまして、賛成させていただきます。

下村委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

増田委員。

増田委員 今、採決の方をしていただいて、全会一致というふうなことでございますけども、附帯決議をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく取り計らいをお願い申し上げます。

下村委員長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時51分

再 開 午後2時56分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

認第1号に対し、増田委員から附帯決議案の動議が提出されました。

認第1号に対する附帯決議案を議題といたします。

増田委員に附帯決議案の趣旨説明を求めます。

増田委員、よろしくお願ひします。

増田委員 それでは、お手元に配付をしていただいていると思いますが、私の附帯決議案を読ませていただきます。

認第1号、平成29年度葛城市一般会計決算の認定についてに対する附帯決議案でございます。葛城川東線道路改良工事に係る官製談合防止法違反などの疑いで職員が逮捕され、本工事代金が平成29年度一般会計決算における土木費の社会資本道路改良交付金事業の中で前払い金として計上されている。市当局は、本件について深く検証、総括を行うとともに、このような不正事件を二度と繰り返すことのないよう、一刻も早い再発防止を検討すること。また、今後においては、コンプライアンスの遵守を徹底し、公正な入札制度の構築、適正な事務執行を行い、市政に対する市民からの信頼を回復すべく、公正で透明な行財政運営の推進に全力で努めることを強く要望させていただきます。

以上、決議案とさせていただきます。

下村委員長 増田委員からの説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認第1号に対し、お手元に配付の附帯決議を付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号に対し、お手元に配付の附帯決議を付すことに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時59分

再 開 午後3時05分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認第2号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平成29年度奈良県葛城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳出の方からご説明申し上げますので、162ページの方をお願いしたいと思います。

1款1項1目一般管理費でございます。全体では1,369万4,607円でございます。主なものといたしまして、13節委託料1,129万8,508円でございます。2目の連合会負担金といたしまして、19節負担金補助及び交付金では217万9,448円の支出でございます。

2項徴税費、1目賦課徴収費でございます。239万2,441円でございます。主なものといたしまして、12節役務費の190万8,441円でございます。3項運営協議会費、1目運営協議会費でございます。全体で18万6,000円の支出でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では、19節負担金補助及び交付金では22億8,333万9,652円の支出でございます。2目退職被保険者等療養給付費では、19節負担金補助及び交付金で2,629万3,786円の支出でございます。3目一般被保険者療養費では3,748万6,922円の支出でございます。4目退職被保険者等療養費では、19節負担金補助及び交付金で87万1,861円の支出でございます。5目審査支払手数料では、12節役務費で706万2,368円の支出でございます。次、2項高額療養費でございます。1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者高額療養費、合わせまして3億2,397万6,716円の支出でございます。3項高額介護合算療養費でございます。1目一般被保険者高額介護合算療養費、2目退職被保険者等高額介護合算療養費、合わせまして31万7,547円の支出でございます。下のページでございます。4項移送費でございますけれども、移送費としての支払いはございませんでした。5項出産育児諸費でございます。1目出産育児一時金、19節負担金補助及び交付金では1,507万2,000円の支出でございます。2目審査支払手数料では、12節役務費といたしまして7,140円の支出でございます。6項1目の葬祭費でございます。19節負担金補助及び交付金では162万円の支出でございます。

3款後期高齢者支援金等でございます。1項後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金、

19節負担金補助及び交付金では5億3,849万3,386円の支出でございます。めくっていただきまして、2目後期高齢者関係事務費の拠出金でございます。19節負担金補助及び交付金で3万7,772円の支出でございます。

4款前期高齢者納付金でございます。1目前期高齢者納付金、2目前期高齢者関係事務費拠出金で、合わせまして194万4,436円の支出でございます。

5款1項1目の老人保健事務費拠出金では9,272円の支出でございます。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金では、19節負担金補助及び交付金で2億568万2,321円の支出でございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金では、19節負担金補助及び交付金で1億149万360円の支出でございます。2目保険財政共同安定化事業拠出金では、19節負担金補助及び交付金で8億8,411万2,287円の支出でございます。3目その他共同事業拠出金といたしまして、19節負担金補助及び交付金で448円の支出でございます。

8款保健事業費でございます。1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費で3,552万3,833円の支出でございます。主なものといたしましては、13節委託料3,023万7,198円でございます。2項保健事業費といたしまして、全体で1,115万1,776円の支出でございます。

9款基金積立金でございます。1億130円の支出でございます。

10款公債費の方はございませんでした。

11款諸支出金でございます。1項1目一般被保険者等保険税還付金といたしまして178万6,824円、2目退職被保険者等保険税還付金、23節償還金利子及び割引料といたしまして1万6,626円の支出でございます。3目償還金でございます。23節償還金利子及び割引料といたしまして1,302万7,908円でございます。2項療養費等指定公費立替金といたしまして、1目療養費等指定公費立替金、19節負担金補助及び交付金で6万5,770円の支出でございます。

予備費の方の支出はございませんでした。

歳出合計といたしまして46億784万3,637円の支出でございます。

続きまして、歳入の方に移らせていただきます。154ページでございます。

1款国民健康保険税でございます。1項1目の一般被保険者国民健康保険税全体といたしまして6億5,961万4,314円の収入でございます。2目退職被保険者等国民健康保険税合計でございます。941万6,040円の収入でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料といたしまして19万5,500円の収入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金では、現年度分、過年度分合わせまして7億7,215万4,289円の収入でございます。2目高額医療費共同事業負担金といたしまして2,540万8,747円の収入でございます。3目特定健康診査等負担金といたしまして444万8,000円の収入でございます。2項国庫補助金といたしまして、1目財政調整交付金、1節財政調整交付金では3億3,287万6,000円の収入でございます。2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金でございます。1節国民健康保険制度関係業務準備事業補助金では

553万9,000円の収入でございました。

4款療養給付費等交付金全体でございます。2,865万4,077円の収入でございました。

下のページでございます。5款前期高齢者交付金といたしまして、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金では、1節前期高齢者交付金といたしまして10億3,200万1,787円の収入でございます。

6款県支出金では、1項1目高額医療費共同事業負担金といたしまして、1節高額医療費共同事業負担金2,540万8,747円の収入でございます。2目特定健康診査等負担金といたしまして、現年度分では444万8,000円でございます。2項県補助金でございます。1目県財政調整交付金では2億159万4,000円の収入でございます。

7款共同事業交付金でございます。1目高額医療費共同事業交付金では1億60万2,568円の収入でございます。2目保険財政共同安定化事業交付金では9億2,523万9,281円の収入でございます。

8款財産収入でございます。1項1目利子及び配当金でございます。1節利子及び配当金では130円の収入でございます。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では5億2,217万8,548円の収入でございます。

10款繰越金といたしまして、前年度からの繰越金でございます。2,093万4,034円の収入でございます。

11款諸収入では、1項1目一般被保険者延滞金といたしまして、1節一般被保険者延滞金835万4,345円の収入でございます。2目の退職者の方はございませんでした。2項預金利子でございます。預金利子の方は収入はゼロでございました。3項受託収入事業でございます。1目特定健康診査等受託料、1節特定健康診査等受託料では841万9,735円の収入でございます。4項療養費等指定公費返還金でございます。1目療養費等指定公費返還金といたしまして6万5,770円の収入でございます。続きまして、5項の雑入でございます。1目の滞納処分費はございませんでした。2目一般被保険者第三者納付金といたしまして1,051万7,490円の収入でございます。3目退職者の方の第三者納付金はございませんでした。4目一般被保険者等返納金といたしまして77万9,448円の収入でございました。こちらの方、退職者の方はございませんでした。6目雑入の方もございませんでした。

歳入合計でございます。46億9,884万9,850円の収入でございました。

以上でございます。

下村委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第9号、平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 続きまして、認第9号、平成29年度奈良県葛城市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算書についてでございます。これにつきましても歳出の方からご説明させていただきます。

事項別明細でございます。269ページでございます。

1款総務費、1項総務管理費では170万8,573円の支出でございます。2項徴収費でございます。96万9,173円の支出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。3億8,189万7,606円の支出でございました。

3款諸支出金でございます。1項1目保険料還付金でございます。17万1,200円の支出でございました。2目の還付加算金でございます。23節償還金利子及び割引料で2,700円の支出でございました。予備費の支出はございませんでした。

歳出の合計でございます。3億8,474万9,252円の支出でございました。

続きまして、歳入でございます。266ページの方をお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料といたしまして2億8,482万7,750円の収入でございます。

2款使用料及び手数料といたしまして、督促手数料でございます。2万2,350円の収入でございました。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では9,937万8,452円の繰入金でございました。

下のページに移りまして、4款繰越金でございます。1項1目1節前年度繰越金でございます。91万9,900円の繰入収入でございました。

5款諸収入でございます。諸収入全体では17万3,900円でございます。内容につきましては、2項1目1節保険料還付金といたしまして17万1,200円、2目還付加算金といたしまして2,700円でございます。3項預金利子の方はございませんでした。雑入の方もございませんでした。

歳入合計いたしまして3億8,532万2,352円の収入でございました。

以上でございます。

下村委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより認第9号を採決いたします。
本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第7号、平成29年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 認第7号、平成29年度奈良県葛城市霊苑事業特別会計歳入歳出決算書でございます。

事項別明細の歳出からお願いしたいと思います。247ページの方をお願いしたいと思います。

1款霊苑事業費でございます。1項霊苑事業費、1目霊苑事業費では696万6,424円の支出でございます。主なものといたしまして、13節委託料180万9,013円、23節償還金利子及び割引料463万8,000円の支出でございます。

2款諸支出金といたしまして、1項基金費、1目霊苑整備基金費といたしまして、25節積立金925万8,016円の支出でございます。3款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計1,622万4,440円の支出でございました。

上のページに戻っていただきまして、歳入でございます。

1款使用料及び手数料といたしまして、1項管理料につきましては845万5,860円の収入でございます。2項手数料といたしまして3,800円の収入でございます。3項使用料といたしましては315万円の収入でございました。

2款繰入金といたしまして463万8,000円の収入でございます。これにつきましては、霊苑の整備基金からの繰り入れでございます。

3款繰越金といたしまして、前年度繰越金99万9,660円でございます。

歳入合計いたしまして1,724万7,320円の収入でございました。

以上でございます。

下村委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 1点だけ。霊苑の償還の関係ですけれども、今、説明書にA、B、C、21件、毎年、15件、20件となってるわけやけど、返還される主な理由。例えば、ここに住んでない。そんなことが多いと思うんですけども、その内容について教えていただきたいと思います。

下村委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの質問でございますが、理由といたしましては、墓守がない、別の墓を購入する、遠方に転出などが挙げられます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 購入された経緯ですけれども、例えば、10年、20年の人が多いのか、あるいは4年、5年の人が多いのか、その辺はわかりますか。

下村委員長 庄田課長。

庄田環境課長 ただいまの質問でございますが、購入されて何年かたってから、管理料とかの納付書をうちから送らせてもらいまして、管理料の納付書を見て墓の処遇を考えるとという人が多いかと思われまして。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 結局、詳しいことはわからんということやな。また一遍調べておいてください。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第3号、平成29年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたし

ます。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

それでは、認第3号、平成29年度葛城市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の175ページをお願いいたします。保険事業勘定実質収支に関する調書でございます。

歳入総額26億3,296万6,000円、歳出総額25億9,999万7,000円、歳入歳出差引額、実質収支とも3,296万9,000円でございます。

次に、181ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2,539万6,000円、歳出総額2,539万6,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともゼロでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書よりご説明申し上げます。191ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では157万9,935円の支出でございます。2目連合会負担金では91万9,075円の支出、3目計画策定委員会費では394万8,800円の支出でございます。2項徴収費、1目賦課徴収費では91万9,072円の支出、3項1目介護認定審査会費では775万4,477円の支出でございます。2目認定調査等費では1,829万3,027円の支出でございます。

2款保険給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では21億3,582万9,126円の支出、2目介護予防サービス等諸費では9,700万8,158円の支出でございます。2項その他諸費、1目審査支払手数料では257万7,985円の支出、3項1目高額介護サービス等費では6,029万931円の支出、4項1目特定入所者介護サービス等費では1億1,336万3,018円の支出でございます。

ページをめくっていただきまして、3款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費では5,185万5,824円の支出でございます。2目介護予防ケアマネジメント事業費では2,467万5,403円の支出、2項1目一般介護予防事業費では1,008万7,273円の支出、ページをめくっていただきまして、3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談・権利擁護事業費では1万6,000円の支出、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では943万6,660円の支出、3目任意事業費では2,918万8,586円の支出でございます。

4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金では1,150万4,460円の支出でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金では27万7,100円の支出、ページをめくっていただきまして、2目償還金では2,046万8,311円の支出、3目第1号被保険者保険料還付加算金では3,700円の支出でございます。

6 款予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額26億9,688万1,000円に対しまして、支出済額25億9,999万6,921円、不用額9,688万4,079円でございます。

戻っていただきまして、186ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料では 5 億8,909万366円の収入でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料では 4 万2,700円の収入でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金では 4 億3,297万7,312円の収入、2 項国庫補助金、1 目調整交付金では9,125万3,000円の収入、2 目地域支援事業交付金（総合事業）では2,049万1,600円の収入、3 目地域支援事業交付金（総合事業以外）では1,677万5,850円の収入、4 目総合事業調整交付金では194万5,000円の収入でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金では 6 億7,190万円の収入、2 目地域支援事業支援交付金では2,884万1,776円の収入でございます。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金では 3 億6,803万8,161円の収入でございます。ページをめくっていただきまして、2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（総合事業）では1,280万7,250円の収入、2 目地域支援事業交付金（総合事業以外）では838万7,925円の収入でございます。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金では3,203円の収入でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金では 3 億112万1,819円の収入、2 目地域支援事業繰入金（総合事業）では1,082万7,312円の収入、3 目地域支援事業繰入金（総合事業以外）では753万5,042円の収入、4 目その他一般会計繰入金では3,337万1,686円の収入、5 目低所得者保険料軽減繰入金では582万6,000円の収入でございます。2 項基金繰入金の収入はございません。

8 款 1 項 1 目繰越金では3,163万4,792円の収入でございます。

最後に、9 款諸収入では、3 項雑入、1 目第三者納付金 9 万4,662円のみ収入でございます。

歳入合計、予算現額26億9,688万1,000円に対しまして、調定額26億5,608万9,953円、収入済額26億3,296万5,456円、不納欠損額352万3,950円、収入未済額1,960万547円でございます。

続きまして、199ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

基金、介護給付費準備基金では、前年度末で現在高3,433万3,000円、決算年度中増減高が1,150万4,000円の増で、決算年度末現在高は4,583万7,000円でございます。

続きまして、201ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では532万5,328円の支出でございます。

2 款サービス事業費、1 項 1 目介護予防支援事業費では2,007万998円の支出でございます。

3 款諸支出金、ページをめくっていただいて、4 款予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額3,083万8,000円に対しまして、支出済額2,539万6,326円、不用額544万1,674円でございます。

戻っていただきまして、200ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳入でございます。

1 款サービス収入、1 項 1 目介護予防サービス費収入では1,867万3,351円の歳入でございます。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金では672万2,975円の収入でございます。

3 款諸収入はございません。

介護サービス事業勘定の歳入合計、予算現額3,083万8,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2,539万6,326円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしくお願ひ申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願ひました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第8号、平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。

それでは、認第8号、平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書251ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,377万8,000円、歳出総額1,377万8,000円でございます。歳入歳出差引額、実質収支ともゼロ円でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書よりご説明申し上げます。257ページをお願いいたしま

す。

まず、歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では876万6,301円の支出、2項審査会費、1目介護認定審査会費では443万5,170円の支出でございます。2目市町村審査会費では57万6,192円の支出でございます。

歳出合計としまして、予算現額1,770万円に対しまして、支出済額1,377万7,663円、不用額392万2,337円でございます。

戻っていただきまして、256ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では609万2,166円の収入、2目市町村審査会共同設置負担金では32万9,253円の収入でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では710万9,305円の収入、2目一般会計繰入金では24万6,939円の収入でございます。

歳入合計、予算現額1,770万円に対しまして、調定額、収入済額とも1,377万7,663円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしくお願ひ申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願ひました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第5号、平成29年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

岸本教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、認第5号、平成29年度葛城市学校給食特別会計決算の認定につきましてご説明申し上げます。

まず、219ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が3億5,302万9,000円でございます。歳出総額が3億5,280万円でございます。歳入歳出差引額が22万9,000円ございまして、実質収支額は同額の22万9,000円でございます。

続きまして、226ページをお願いいたします。まず歳出の方でございます。

1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費の支出総額につきましては、1億2,145万2,949円の支出でございます。主なものといたしましては、13節委託料で9,643万2,834円の支出でございます。同じく18節備品購入費で558万8,244円の支出でございます。

続きまして、2目学校給食管理費でございます。支出総額につきましては2億3,134万6,475円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で3,151万2,277円の支出、13節委託料で1,241万5,113円の支出でございます。

歳出総額といたしまして、3億5,279万9,424円でございます。

次に、224ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款分担金及び負担金につきましては、1項負担金といたしまして1億7,697万6,908円の収入でございます。

次に、2款使用料及び手数料につきましては、6万1,500円の収入でございます。

次に、3款繰入金につきましては、1億7,540万円の収入でございます。

次に、4款繰越金につきましては、23万6,132円の収入でございます。

次に、5款諸収入につきましては、35万4,211円の収入でございます。

歳入総額といたしましては、3億5,302万8,751円でございます。

続きまして、228ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

まず公有財産で、土地及び建物でございますが、土地が4,469.97平方メートル、建物が非木造で、延べ面積といたしまして2,295.33平方メートルでございます。次に物品でございますが、軽自動車が1台、給食器具一式でございます。

以上で説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 1点ご質問をしたいと思います。給食費の未納が、今、現状どれくらいあるかというのは、小、中それぞれで、わかる範囲で教えてください。

下村委員長 吉村学校給食センター所長。

吉村学校給食センター所長 給食センターの吉村でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの奥本委員からのご質問でございますが、今現在の平成29年度末での未納金の決算額につきましては326万7,242円となっております。小、中学校の区分別でございますが、中学校2校で167万4,282円でございます。それから、小学校の方でございますが、小学校5校合わせまして155万6,640円となっております。あと、幼稚園の方でございますが3万

6,320円というふうになっておりまして、合計いたしまして326万7,242円、このようになっております。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 未納に関しての徴収なんですけども、今、現状、どこが担当されてるのかと、最終的には中学校卒業になるんですけども、それがちゃんと完納できてるのかどうかお答えいただけますか。

下村委員長 吉村学校給食センター所長。

吉村学校給食センター所長 ただいまの奥本委員の未納に対する徴収のご質問でございますが、現在、学校と共同に、その徴収権についての対応を検討している中で、今現在におきましては、それぞれ学校の給食主任の先生を主体に、担任の先生等々のご協力の中で督促の徴収をさせていただいているという状況でございます。督促の徴収につきましては、文書で通知する方法、それから、懇談のときに直接お願いする方法、あるいは自宅の方に訪問して、納付のお願いをするというような方法で現在は対応していただいております。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 学校の主任の先生がされてるということですけども、ほかの市町村で、本来の学校の先生の業務の中でこれをやっていると、かなりしんどくなってらっしゃるとお聞きするんですけども、督促という特殊性のある業務なので、先生にそれを負担させるのはどうかなということもあるんですけども、今後、市と一緒にされていくということですので、その辺はうまくいくようにやってください。

さっきの質問の1点、卒業年度までに回収できるのかどうかだけお願いします。

下村委員長 答弁漏れがありましたので、吉村所長。

吉村学校給食センター所長 ただいまのご質問でございますが、卒業後の方、中に何人かはいらっしゃると思います。これにつきましては、徴収の方法等、まさに行政の立場である私らと、あと、学校の先生のご協力も得ながら、対応について学校給食運営委員会もございますので、その中で徴収の方を図りながら進めてまいりたいというふうに今、思っております。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第6号、平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま議案となっております認第6号、平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書の231ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額103万6,360円、歳出総額103万5,204円、歳入歳出差引額1,156円、実質収支額1,156円となっております。

続きまして、事項別明細書につきまして、歳出よりご説明を申し上げます。237ページの方をごらんいただきたいと思ひます。

1項1目一般管理費でございます。10万9,204円の支出でございます。

続きまして、2款1項1目一般会計繰出金でございます。92万6,000円の支出でございます。

歳出合計103万5,204円でございます。

続きまして、歳入の方をご説明申し上げます。1ページ前の236ページをお願いいたします。

1款1項1目雑入でございます。103万4,924円の収入でございます。

続きまして、2款1項1目繰越金でございます。1,436円の収入でございます。

歳入合計額103万6,360円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願ひました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 今現在、滞納者は何人で滞納額はどのくらい残っているのか。

下村委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

ただいまの岡本委員のご質問でございますが、滞納額につきましては、前年度末で585万5,259円でございます。このうち、順調に回収をさせていただいております分を除きますと、約510万円ほどが今現在、滞納分として回収組合の方で回収させていただいております。人数といたしましては5名分でございます。こちらにつきましては、毎月分割払いということで納付をいただきまして、収入を見ているところでございます。順調分につき

ましては、本年度、平成30年度をもって終了される方が1名おられますので、こちらは今年度で終了となるというところでございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 回収組合で順調に回収されてるという解釈でええわけですか。

増井都市整備部長 はい。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後4時00分

再 開 午後4時10分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認第4号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部の西口です。よろしく願いいたします。

それでは、認第4号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

まず、実質収支に関する調書からご説明申し上げますので、205ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額は15億5,043万5,000円、2、歳出総額は15億4,987万8,000円となっております。3、歳入歳出差引額は55万7,000円で、5の実質収支額も同額の55万7,000円でございます。

次に、事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、212ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、2節給料、3節職員手当等、4節共

済費合わせまして2,017万9,191円で、一般職2名分の人件費となっております。

以下、主なものでございますが、11節需用費におきましては277万1,303円で、主な支出といたしましては、マンホールポンプの光熱費等の支出となっております。13節委託料では1,889万940円で、使用料徴収委託料等の支出となっております。15節工事請負費では1,893万5,100円で、マンホールポンプあるいは管渠補修工事等の支出となっております。213ページ、19節負担金補助及び交付金では2億4,296万5,967円で、主な支出といたしましては、流域下水道維持管理負担金、下水道改造助成金等でございます。27節公課費では1,798万5,600円の支出をいたしております。

続きまして、2款1項公共下水道事業費でございます。1目下水道建設費では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費合わせまして3,083万432円で、一般職5名の人件費となっております。13節委託料では4,163万4,000円で、ストックマネジメント計画策定業務委託料等の支出となっております。214ページ、15節工事請負費では7,697万1,157円で、下水道管渠布設工事、取付管及び弁設置工事等の支出となっております。2目流域下水道事業費、19節負担金補助及び交付金では1,777万5,150円の流域下水道建設負担金等の支出となっております。

続きまして、3款1項公債費でございますが、1目元金では、23節償還金利子及び割引料で8億2,826万3,375円の支出、2目利子では、215ページ、23節償還金利子及び割引料で2億2,481万474円の支出となっております。

以上、歳出合計で15億4,987万7,739円の支出でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、210ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料で3億7,002万270円の収入済額となっております。2項手数料、1目下水道手数料では23万5,000円の収入済額でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金では1,600万円の収入済額でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目公共下水道事業費県補助金では213万3,000円の収入済額でございます。

続きまして、4款繰入金でございますが、211ページ、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金といたしまして7億4,600万円の収入済額となっております。

次に、5款1項1目繰越金として92万615円、6款諸収入、1項1目雑入として1,472万5,870円を収入いたしております。

7款1項市債、1目下水道債でございますが、1節公共下水道事業債といたしまして3億8,280万円、2節流域下水道事業債では1,760万円の収入済額となっております。

以上、歳入合計で15億5,043万4,755円の収入でございます。

以上、簡単な説明となりましたが、平成29年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、下水につきまして、毎年聞いてるわけですが、処理戸数、普及率、整備率、水洗化率、それと、今年の加入戸数を教えてもらいたいのと、毎年質問しておりますが、下水道使用料、本当に伸びが悪い。それと、県に支払う流域下水道維持管理費と収入を差し引いたら1億3,600万円の利益しか出てない。加入促進をどういうふうにやっているのか。今年、これを逆算したら、1件当たり助成金はまだ5万円なので153件ぐらいになってる。一生懸命頑張って、加入件数がふえてると思うわけやけど、その辺の考え方について教えていただきたいと思います。

下村委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課の井邑でございます。よろしく願いいたします。ただいまの岡本委員のご質問でございます。

まず、成果に関する報告書の79ページをお開きいただけますでしょうか。こちらの方に公共下水道整備状況、平成29年度末としてあらわしております表に基づきましてご説明いたしますと、処理区域内人口3万6,944人に対しまして、水洗化人口が3万3,850人となっており、水洗化率は91.6%となっております。それと、水洗化戸数といたしましては1万2,972戸となっております。前年度が、水洗化戸数といたしまして1万2,603戸あったことから、369戸が伸びておるというところでございます。

次に、水洗化の促進につきましてのお尋ねでございます。平成29年度におきましては、広報紙等で水洗化に関しまして啓発、勸奨を行いました。また、未接続の事業所に対しては個別訪問による啓発活動を行い、個人住宅、集合住宅に対しましては全戸文書による勸奨を行ってまいりました。また、平成27年度より、適用範囲を拡大して実施しております水洗便所改造助成金の活用による水洗化の普及を促進したところでございます。平成29年度の助成金実績といたしましては、153戸に対しまして1件当たり5万円、合計765万円の助成をしたところでございます。

次に、使用料の伸び悩みというところでございます。平成29年度の有収水量といたしましては363万3,000トン、平成28年度におきましては358万3,000トンでございましたので、比較いたしますと約5万トンの伸びがあったところではございます。

それと、今後の経営方針につきましてですが、確かに住民さんの節水意識の向上ですとか、節水機器の普及、あるいは、今は顕著にはあらわれておりませんが、今後到来するであろう人口減少に伴う使用料収入の減少等も課題になっておるところでございます。それに対応する方針といたしましては、現在、平成30年度におきまして経営戦略というものを策定しております。これは、将来にわたってもサービスの提供を安定的に持続が可能となるよう、中長期的な経営の基本計画を定めるものでございます。また、平成29年度からストックマネジメントを導入しており、平成29年度には、その基本計画の中で点検調査計画を策定いたしました。平成30年度からは、その計画に基づきまして点検調査を実行してまいります。その情報を蓄積した上で修繕改築計画を策定いたします。その中で投資費用の平準化を図っていくものでございます。それと、平成32年度より、下水道事業が公営企業会計へ移行いたします。その際には、発生主義の採用、複式簿記の採用、損益取引と資本取引との区分などと

もに、使用料対象原価が明確に見えてまいります。以上3点の計画事業によりまして、使用料の改定につきましての検討を進めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今、課長から答弁いただきました。前年度から369戸がふえてるということで、助成が153戸、これは、新規は入ってないということになって、約200戸ほどが新規ということになる。この153件の中に浄化槽がどのくらい入ってるのか。あるいは、浄化槽以外のところでふえてるのか。今いろいろ長期の計画、平成32年から公営企業会計に移行されることについても答弁いただきましたが、大口の企業の使用料が落ち込み、年間5,000万円ほどの使用料がぼんと飛んでいった。これも大きな原因になってるわけやけど、それは回復がむづかしい。せやから、まだ大企業というのか、そこらをどんどん入ってもらわないと、個人がどんどんふえていったってなかなか利益が出てこないということで、その辺の、今回初めて助成金が100件を超えたと思います。新しく制度ができたから、それも利用されてふえてきたんやろうと思うけども、まだまだ浄化槽がかなり残ってる。水洗化率91.6%は、確かに率はええのかしらんけど、やはり公営企業会計に入っていくということになってきたら、いつまでも一般会計からの繰り入れはできなくなる。今で減ったけども、大体8億円ほどまだ一般会計から補てんしてもらわんと元金等が返還できへん。そこへ公営企業、独立性が出てくるわけやから、その辺かなり厳しい会計になってくると思うので、言うのは簡単やけど、するのはしんどいと思う。せやけども、その辺を努力していただいて、できるだけ使用料の確保に努めてもらいたいというふうに思います。その辺だけ一つよろしくお願いいたします。

下村委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 ただいま質問いただきました、369戸ふえたということに対しまして、うち、切りかえ数は161戸ございました。その161戸の内訳でございます。くみ取りからの切りかえが26戸、単独浄化槽からの切りかえが104戸、合併浄化槽からの切りかえが31戸、ほかに新築物件、改築物件といたしまして208戸、合計369戸の接続でございます。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 歳入の下水道使用料3億7,002万270円、これ、内訳というか、算出根拠をお聞かせください。

下村委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道使用料は3段階に分かれました料金体系になっております。当市におきましては2カ月に1度の水道課によります検針の数値をもって判定いたしますが、1トンから600トンまでのご使用が80円、601トンから1,500トンまでのご使用が160円、1,501トン以上のご使用が220円、これ、税抜きでございますが、そのような計算に基づいて算定いたしております。

下村委員長 増田委員。

増田委員 水道料金イコール下水道という料金がセットになってるということに対する不満な声とか、不自然ではないとか、ほかの市町村はそういう算出をやってないとか、そういうことはないですか。というのは、水道を使うと必ず下水道に反映されるということが、私、考え方がおかしいのかしらんけども、例えば、それ以外の用途で水道を使われている方から見ると、下水道料金も払わなアカんのはおかしいなって、素朴な疑問されると思うんですけども、そういう声はないですか。それから、ほかの市町村で全部この形でやられてるのか。その2点お聞かせください。

下村委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課の井邑でございます。

ただいまの増田委員のお問いでございますが、基本的には、水道に使われた水は全て下水道に流れていくというのが基本ではございますが、多くの水を散水に使われるであったり、農業、畜産業に使われる等で水道使用量と下水道使用量の水量に大きな乖離が出る事業所等はございます。その場合には子メーターをつけまして、それにて下水の分量を減免するといった体制は今もやらせていただいております。他市の状況については詳しく調べておりませんが、多分同じようなやり方をされているのではないかと考えます。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。それで納得できました。ただ、そういうことが、別メーターで下水と水道を別に精算してるねんということを余り周知されてない方もおられるのかなと思うので、そういう制度がちゃんと備わっているということであれば、先ほど冒頭に井邑課長が言われたように、基本は、水道は必ず下水に行くんやという言葉に、私は違和感があるので、そうじゃないという制度があるということであれば、それで結構でございます。ありがとうございます。

下村委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

最後に、認第10号、平成29年度葛城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口です。

ただいま上程いただきました認第10号、平成29年度葛城市水道事業会計決算についてご説明申し上げます。まず、16ページをお開きください。水道事業報告書でございます。

まず、総括事項の営業でございますが、平成29年度末の給水戸数は前年度より118戸増の1万4,189戸でございます。給水人口につきましても98人増の3万7,303人となっております。近年、節水意識が浸透し、また、一部大口需要者の使用量の減少もありましたが、年間有収水量で1,000立方メートルの増加となりました。また、1日平均配水量につきましてもは1万2,229立方メートルで、ピーク時には1日最大1万4,171立方メートルの配水量となっております。

次に、建設改良費でございますが、平成29年度は新庄浄水場ろ過器制御盤更新工事ほか、各浄水場で設備改修、更新工事等を実施し、前年度に引き続き老朽化に伴う配水管の布設替工事を実施いたしました。

次に、経理に関してですが、平成29年度も地方公営企業の独立採算制に沿った経営の合理化に努め、損益収支につきましては水道事業収益7億4,804万5,092円に対し、水道事業費用6億1,239万603円で、当該年度の純利益としましては1億3,565万4,489円となっております。また、資本的収支につきましては、収入額426万3,920円に対しまして、支出額は2億9,533万8,267円となり、資本的収支の不足額2億9,107万4,347円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,619万565円並びに過年度損益勘定留保資金2億7,488万3,782円で補てんいたしております。

次に、水道事業の損益計算書につきましてご説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

平成29年度葛城市水道事業会計損益計算書でございます。

まず、1、営業収益でございますが、給水収益、受託工事収益、その他営業収益などを合わせまして6億1,477万9,544円でございます。また、2、営業費用につきましては、原水及び浄水費あるいは配水及び給水費等、合わせまして5億9,602万5,866円の支出で、営業収益から営業費用を差し引きいたしまして1,857万3,678円の営業利益となっております。

次に、5ページの3、営業外収益でございます。受取利息及び配当金、長期前受金戻入、雑収益を合わせまして1億3,015万3,548円となっております。また、4、営業外費用につきましては、企業債の支払利息及び企業債取扱諸費並びに雑支出を合わせまして1,512万9,403円の支出でございます。営業外収益から営業外費用を差し引きいたしますと1億1,502万4,145円となり、結果、経常利益といたしまして1億3,359万7,823円となっております。

次の、5の特別利益でございますが、固定資産売却に伴う特別利益として311万2,000円でございます。また、6の特別損失でございますが、給水分担金等の還付に伴う特別損失とし

て105万5,334円でございます。当年度純利益1億3,565万4,489円、前年度繰越利益剰余金16億6,963万4,641円、合わせまして18億528万9,130円の当年度未処分利益剰余金となっております。

引き続きまして、収益費用明細及び資本的収支の明細につきましてご説明申し上げますので、23ページをお願いいたします。

収益費用明細書でございます。まず、収入でございますが、1款水道事業収益といたしまして、収入額が7億4,804万5,092円でございます。1項営業収益、1目給水収益では5億3,702万6,935円の水道使用料収入で、供給単価は126円60銭でございます。2目受託工事収益では422万9,750円、3目その他営業収益では7,352万2,859円の収益となっております。また、2項の営業外収益では、1目受取利息及び配当金として241万8,413円、3目長期前受金戻入として1億2,258万7,470円、4目雑収益として514万7,665円、合わせまして営業外収益は1億3,015万3,548円の収益でございます。3項の特別利益では、土地売却に係る収益として311万2,000円となっております。

続きまして、24ページをお願いいたします。支出の部でございます。

1款水道事業費用として、支出額が6億1,239万603円で、給水原価は112円69銭でございます。1項営業費用として支出額が5億9,620万5,866円で、その内訳といたしまして、1目原水及び浄水費で2億5,343万1,307円でございます。その支出といたしましては、職員2名分の人件費で、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費で1,682万8,100円となっております。次に、5節嘱託職員2名分の報酬として478万6,693円、18節委託料として3,889万6,240円、20節の原水取水施設用地賃借料として643万7,700円、25節原水取水ポンプ等動力費として3,072万4,978円、26節は薬品の購入費として953万5,443円、31節負担金は325万3,872円、34節県水及び原水の受水費として1億3,991万9,930円などをそれぞれ支出しております。

次に、2目配水及び給水費でございますが、これにつきましても職員2名の人件費、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費で1,521万2,731円、以下、主な支出といたしまして、18節委託料で731万5,178円、21節配水管等修繕費として1,054万9,783円等、合わせまして3,889万1,992円を支出いたしております。

次に、受託工事費でございます。支出額が1,041万4,173円で、職員1名分の人件費として、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費で613万7,423円となっており、35節の工事請負費で423万750円の支出を行っております。

4目の総係費では、職員4名分の人件費として、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費で計3,303万4,747円となり、以下、主なものといたしましては、5節報酬で247万3,468円、14節光熱水費で592万7,139円、18節委託料で2,236万1,164円、合わせまして総係費7,534万7,564円を支出いたしております。

次に、28ページの5目減価償却費でございます。1節有形固定資産減価償却費が2億1,134万5,977円でございます。建物等個々の減価償却費につきましては備考欄の記載のとおりでございます。また、31ページに固定資産明細書を記載しております。

6目の資産減耗費では640万503円、7目その他営業費用では31万4,350円を支出いたしております。

次に、2項営業外費用でございます。1目支払利息及び企業債取扱諸費では1,507万9,245円、2目雑支出5万158円を合わせて営業外費用として1,512万9,403円を支出いたしております。

3項の特別損失でございます。3目過年度損益修正損として105万5,334円を支出いたしております。

次に、29ページ、資本的収支明細書につきましてご説明申し上げます。

まず、1款資本的収入でございます。2項固定資産売却費では、土地売却に係る固定資産売却代金として62万円を、また、4項負担金その他諸収入では、工事負担金として337万4,000円の収入となっております。

ページをめくっていただいて、30ページの資本的支出でございます。1款資本的支出は2億7,887万7,782円でございます。その内訳といたしまして、1項建設改良費の1目浄水設備費で6,296万6,000円、2目配水設備費では1億3,607万9,002円となっております。4目固定資産購入費では747万3,709円、5目のリース債務支払額は64万9,563円となっております。なお、主な建設工事の内容につきましては19ページに記載させていただいております。

また、2項1目企業債償還金では7,170万9,508円を償還いたしました。なお、企業債明細書につきましては32ページに記載させていただいております。

最後に、貸借対照表の説明をさせていただきますので、6ページをお願いいたします。

まず、資産の部といたしまして、1の固定資産、(1)有形固定資産につきましては(イ)の土地から(チ)の建設仮勘定までの合計52億183万1,266円でございます。7ページに移りまして、2の流動資産につきましては、(1)現金預金から(7)その他流動資産までの流動資産合計が22億3,799万8,341円で、固定資産と流動資産を合わせました資産合計は74億3,982万9,607円でございます。

次に、負債の部でございます。3の固定負債につきましては(1)企業債と(2)リース債務の合計額3億3,371万2,822円でございます。

次の8ページ、4の流動負債につきましては(1)一時借入金から(7)引当金の合計1億9,877万1,347円でございます。5の繰延収益につきましては27億5,778万4,113円で、負債合計は32億9,026万8,282円となっております。

次に、資本の部でございます。6の資本金につきましては(イ)自己資本金と(ロ)組入資本金を合計しまして5億5,562万2,361円でございます。7の剰余金につきましては(2)利益剰余金の(イ)減債積立金から(ニ)の当年度未処分利益剰余金を合わせました35億9,393万8,964円で、6の資本金と合わせた資本合計は41億4,956万1,325円で、負債資本合計は74億3,982万9,607円でございます。なお、この額は7ページの資産合計と合致しております。

以上、簡単ではございますが、平成29年度葛城市水道事業会計決算の説明とさせていただきます。よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。

下村委員長 それでは、ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西井副委員長。

西井副委員長 たしか2年前ですか、消火栓からの水道水の盗水という事件がありました。その中で7,800円、今回この中へ入れておられるという話ですが、算出根拠とかきちっと調べて入れられたのか。やはり根拠というのは示した中で、また、わからなかったらわからないで、その経緯の中でどれくらいあったかということ調べて入れるのが当然やと思いますが、どのようにされて決算に入れられたか教えてください。

下村委員長 西口部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。

_____ (削 除) _____

以上です。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長

_____ (削 除) _____

下村委員長 西口部長。

西口上下水道部長

_____ (削 除) _____

以上です。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 _____

_____ (削 除) _____

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 _____

_____ (削 除) _____

下村委員長 _____ (削 除) _____

岡本委員 _____ (削 除) _____

_____ (削 除) _____

下村委員長 西口部長。

西口上下水道部長 _____
_____ (削 除) _____

以上です。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 _____
_____ (削 除) _____

下村委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後5時01分

再 開 午後5時16分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

西口部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口です。

先ほど私が発言しました内容につきまして、不適切な表現がございましたので、その関係する部分につきまして、発言の取り消しをお願いいたします。

下村委員長 ただいま不適切な答弁な発言があったということで、それを取り消しということで許可してよろしいでしょうか。

西井副委員長 どの辺の文章や。

下村委員長 不適切な部分ということですから、それ、部長の方から言えるかな。

岡本委員。

岡本委員 不適切な部分があったら、全て取り消してもらわな困る。

下村委員長 今、岡本委員からは、全て取り消してほしいというようなことがありましたけど、先ほどの不適切な部分というのは、西口部長としてはどういうことか、できたらそこらも答弁の方でしてほしいんですけども。

また、それについて委員の皆さんに、許可していいかどうかご相談を申し上げたいと思うんですけども。

西井委員。

西井副委員長 不適切という部分、どの部分を削除するかということを、はっきりしてもらわなわからへん。

下村委員長 先ほど私も言いましたように、西井委員から、不適切な部分とはどの部分と申しますか、どういうことかということをはっきりしてもらいたいということなんです。

暫時休憩します。

休 憩 午後5時20分

再 開 午後5時29分

下村委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの続きになりますけれども、西口部長から先ほど申し出をいただいておりますけれども……。

西口部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口です。

先ほど私が発言しました内容に不適切な表現がございましたので、その関係する部分について、発言の取り消しをお願いいたします。

下村委員長 今、西口部長の方から、先ほどの発言の取り消しの要望がございましたけれども、発言の取り消しということで許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしでございますので、先ほどの西口部長の発言を取り消させていただきます。再度、それでは、西口部長の方から答弁をお願いいたします。

西口部長。

西口上下水道部長 先ほどの答弁の訂正ですが、平成28年度に預かりました7,800円につきましては、預かり金として宙に浮いた状態でしたので、雑収入として平成29年度において決算処理をさせていただきます。その金額の根拠につきましては、ございません。

以上でございます。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 7,800円の根拠なしで7,800円入れたということやったら、決算ということで数字的に根拠のないお金を入れてるということについては、こんなん、私自身は信頼できへんということで、この決算については承認できない方向に進まざるを得ないと考えております。

以上です。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

西井副委員長。

西井副委員長 先ほども申し上げましたように、根拠のないお金が入金されているという形になれば、根拠をきちっと示せるような形でない限り、賛成できませんので、反対の立場で討論とさせていただきます。

以上です。

下村委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村委員長 起立多数であります。よって、認第10号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました審査が全て終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申し出があれば、許可いたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

下村委員長 委員外議員の方、ほかにご意見。

川村議員。

(川村議員の発言あり)

下村委員長 ほかにございませんか。

吉村議員。

(吉村始議員の発言あり)

下村委員長 これで委員外議員の発言を終結いたします。

最後に、私から皆さんにお礼を申し上げたいと思います。決算特別委員会3日間、本当に中身の濃い特別委員会であったと思います。時間は3時間ほど延長いたしましたけれども、当初の予定より長引きましたけれども、これも本当に皆さん方の意見が濃い意見であったと理解しております。今後、また皆さん方の、特にきょうの意見を反映させていただくということで、今後もよろしくお願ひ申し上げまして、委員長の最後の挨拶にかえさせていただきます。本当にご苦労さんでございました。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後5時45分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長 下 村 正 樹